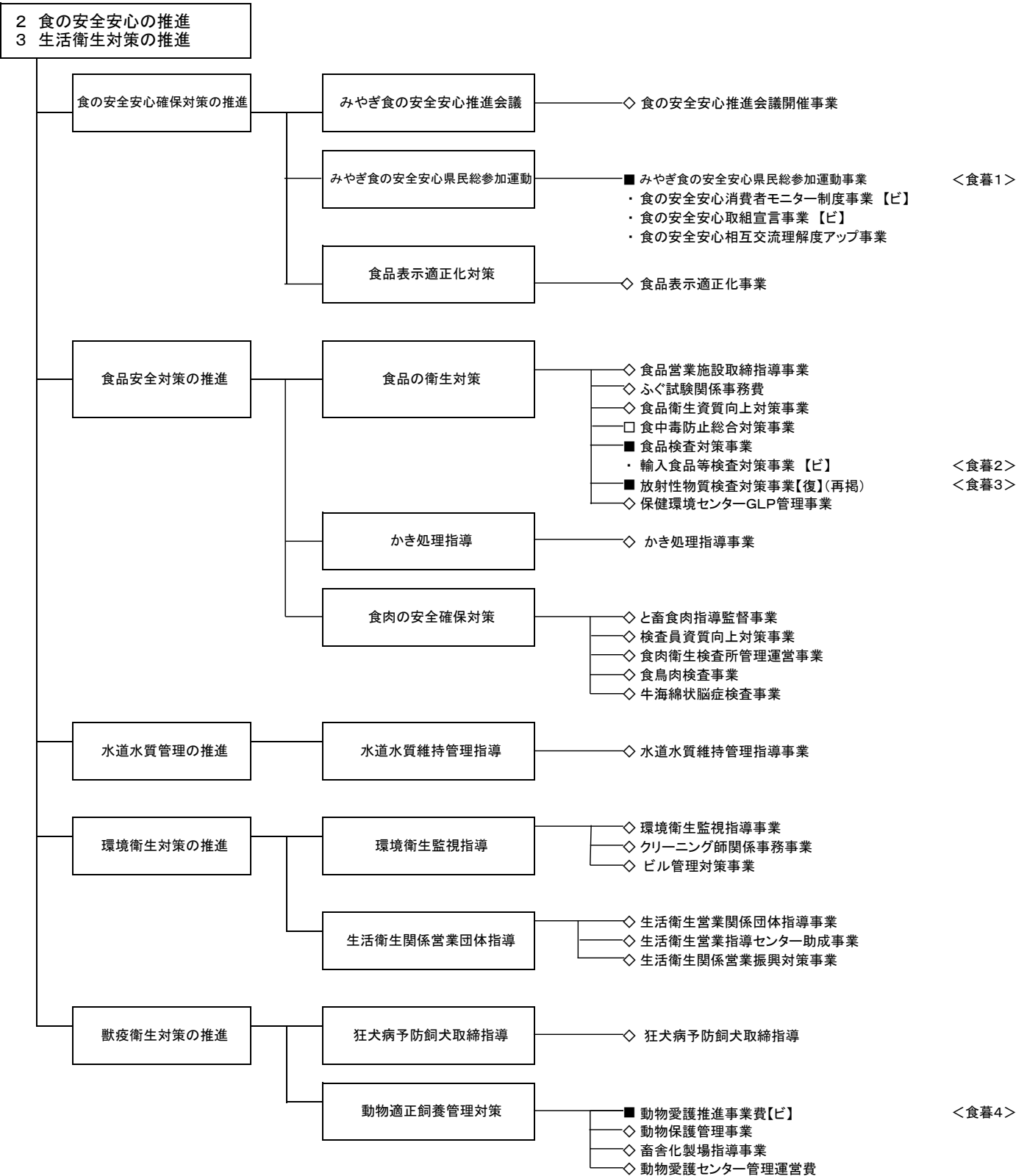


食と暮らしの安全推進課

[施策体系]

II. 安全安心社会の現実



IV. 被災地の復興完了に向けたサポート

■ 放射性物質検査対策事業【復】 <食暮3>

(注) ■: 主要事業 【ビ】新・宮城の将来ビジョン推進事業 【復】復興・サポート推進事業

[施策の概要]

1 食の安全安心確保対策の推進

- 県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性（以下「食の安全安心」という。）の確保に向け、「みやぎ食の安全安心推進条例」及び「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）（計画期間：令和3年度～令和7年度）」に基づき、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
特に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度事業」及び「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を中心に、消費者、生産者・事業者及び行政が協働して取り組む「みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業」を重点的に推進する。
- 食品表示の適正化を図るため、国、市町村、庁内所管部署及び関係機関との連携を強化し、適切な監視、指導を行う。

2 食品安全対策の推進

- 食品衛生監視指導計画に基づく重点監視や一斉監視等の計画的・効果的な実施のほか、食品の規格基準等の検査、食品中のアレルギー物質等の調査及び遺伝子組換え食品の検査等を実施し、飲食に起因する危害の防止を図る。
- 輸入食品の流通量が増加していることから、輸入食品取扱業者に対する監視指導を実施し、輸入農産物等について、残留農薬や残留動物用医薬品等の検査を行う。
- 県内産牛や製造加工された流通食品等について、「農畜水産物等の放射性物質検査計画」に基づく検査を実施する。
- 食中毒が発生した場合は、原因を究明するための調査等を迅速に行うことで危害の拡大を防止するとともに、営業者や県民に対し、パンフレットの配布や講習会の実施等による啓発を行い、近年、広域化・大型化している食中毒の発生を未然に防止する。
- 食肉等の安全を確保するため、と畜検査の実施により疾病等を排除するとともに、残留動物用医薬品の検査等を実施する。また、と畜場、食鳥処理場への衛生指導を行い、HACCPによる衛生管理を推進する。
- 営業者に対し、HACCP（危害分析・重要管理点方式）に関する講習会を開催するほか、HACCP導入・実践支援制度の活用を促すなど、HACCPによる衛生管理の導入・定着を推進する。

3 水道水質管理の推進

- 宮城県水道水質管理計画に基づき、水道事業者等による水質検査及び水質監視等の適正かつ計画的な実施を推進し、水道及び簡易給水施設に係る水質管理の徹底を図るとともに水道に起因する衛生上の危害発生を防止する。
- 水系感染症の原因となるクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物について、検査体制を維持するとともに、県の水道事業体に対し、水質検査計画に基づく適切な水質管理の実施指導を行うなど安全な水道水の安定供給を図る。

4 環境衛生対策の推進

- 生活衛生関係営業施設に対し、「生活衛生関係営業施設監視指導実施要領」に基づき、重点監視施設を定め、計画的・効率的な監視指導を行うとともに、経営の健全化と振興を促進するほか、ビル等の衛生対策を行い、衛生水準の向上及び快適な生活環境の確保に努める。
- 多人数が利用する旅館・公衆浴場におけるレジオネラ症の発生を防止するため、施設の営業者等への適切な指導を行う。

5 獣疫衛生対策の推進

- 「宮城県動物愛護管理推進計画」に基づき、「人と動物が共生できる社会」を実現するため、生命を大切にすることを育むとともに、動物による危害や迷惑を受けることのないよう動物の習性や生態について正しい理解を促すほか、飼養者に対し適正な飼養管理を普及啓発する。
- （公社）宮城県獣医師会が行う「飼い主のいない猫の不妊去勢助成事業」に対する補助を継続し、飼い主不明猫の無秩序な繁殖を抑制するとともに、ボランティアの協力を得て幼齢の子猫等の飼養管理を行うことにより、育成困難を理由に収容中に死亡していた子猫等を新たな飼い主への譲渡につなげるミルクボランティア事業を通じ、引取り・殺処分頭数の減少を図る。
- 狂犬病の発生や人への感染及び飼い犬による危害を防止するため、飼い主の遵守事項並びに飼い犬のけい留義務の励行等、飼い犬取締りの強化を図る。

主 要 事 業 概 要

＜食暮1＞

事業名	みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業	ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	食と暮らしの安全推進課食品企画班(内線2643)	R6当初予算額			2,081千円		
事業主体	県	事業期間	令和3年度～令和7年度				
補助・単独の別	単独	補助率	—				
根拠法令	みやぎ食の安全安心推進条例、食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）						
事業目的	<p>「安全で安心できる食」の実現を目指し、持続的かつ着実な取組みが図られるよう「みやぎ食の安全安心推進条例」及び「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」（第4期）に基づき、「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度事業」及び「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を中心に、消費者、生産者・事業者及び行政の協働した取組みとして「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開する。</p>						
事業計画	<p>1 みやぎ食の安全安心消費者モニター制度事業（1,234千円）【新・将来ビジョン推進事業】 県民総参加での食の安全安心確保対策の推進に向け、消費者としての積極的役割を果たす人材を育成するため、みやぎ食の安全安心消費者モニターを募集、登録する。 事業内容としては、モニターアンケートの実施やモニターだよりの発行、研修会の開催に加え、参加型・体験型の食品工場見学会や生産者との交流会を開催するほか、食品表示のモニタリング調査を行う食品表示ウォッチャーを食の安全安心消費者モニターから募集する。</p> <p>2 みやぎ食の安全安心取組宣言事業（245千円）【新・将来ビジョン推進事業】 生産者・事業者が、県の定めるガイドラインに基づき食の安全安心に関する自主基準を定め、公開（取組宣言）することにより、食の安全安心に係る意識の高揚を図るとともに、消費者が安全で安心な食品等を選択する目安とする。 事業内容としては、県ホームページで取組宣言者の自主基準を公開するほか、各種広報媒体やモニターだよりになどにより、事業の周知や取組宣言者の紹介を行う。</p> <p>3 食の安全安心相互交流理解度アップ事業（602千円） 消費者、生産者・事業者及び行政等が連携して食の安全安心の確保に向けた取組を推進するため、食の安全安心セミナーを開催するとともに、より地域に密着した食の安全安心に関するテーマについて県内広域圏ごとに地方懇談会を開催し、情報共有・意見交換を行うことにより、相互理解（リスクコミュニケーション）の充実強化を図る。</p>						
資料	<p>【みやぎ食の安全安心推進条例（平成16年4月1日施行）】</p> <pre> graph TD Cons[消費者] -- "(正しい知識の習得)" --> Cons Cons -- "安全な食品の提供" --> Prod[生産者・事業者] Prod -- "表示のチェックや意見提言" --> Cons Cons -- "情報提供や講習会等の施策実施" --> Pref[県] Pref -- "講習会への参加や意見提言・情報提供" --> Cons Pref -- "支援、監視・指導、検査等の施策の実施" --> Prod Prod -- "施策・措置への協力" --> Pref Prod --- Note1["(法令遵守)"] Pref --- Note2["(必要な施策の実施)"] </pre>						

主 要 事 業 概 要

<食暮2>

事業名	輸入食品等検査対策事業		ビ	〇	復	環	産	発																																						
担当課室・班	食と暮らしの安全推進課食品安全班（内線2644）		R6当初予算額			37,403千円																																								
事業主体	県		事業期間		平成22年度～																																									
補助・単独の別	単独	補助率																																												
根拠法令	食品衛生法																																													
事業目的	国内における輸入食品の流通量が増加し、安全性に対する消費者の関心が高まっていることから、輸入食品の取扱業者の監視指導を実施するとともに、輸入農作物等について残留農薬等の検査を行うことにより、輸入食品に対する安全安心を確保するもの。																																													
事業計画	<p>1 輸入食品等監視</p> <p>(1) 食品検査 輸入食品をはじめ、輸入原材料を使用した食品等の検査を実施する。</p> <p>(2) 立入検査 輸入食品取扱業者等に対し、立入検査を実施し、原産地等の記録や表示について確認を行う。 ・対象業種：輸入食品の輸入業者、流通販売業者、輸入食品を原材料とする食品加工製造施設等 ・監視回数：年2回（夏期及び年末）</p> <p>[令和6年度計画]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査対象食品等</th> <th>検体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">細菌検査</td> <td>細菌数、大腸菌群、E.coli、腸炎ビブリオ最確数</td> <td>冷凍食品</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>リステリア、サルモネラ属菌</td> <td>食肉製品</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>残留農薬</td> <td>殺虫剤、殺菌剤、除草剤等</td> <td>野菜、果物</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>残留動物用医薬品</td> <td>抗生物質、合成抗菌剤等</td> <td>鶏肉、豚肉、食肉製品</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>添加物</td> <td>サイクラミン酸、指定外添加物、指定外着色料</td> <td>果実、乾燥果実、シロップ、クッキー、インスタント食品、菓子</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>カビ毒</td> <td>アフラトキシン</td> <td>落花生（ピーナッツ）</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>遺伝子組換え食品</td> <td>遺伝子組換え米</td> <td>米加工品（ビーフン、フォー等）</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>アレルギー</td> <td>小麦、そば、落花生、えび、かに、乳</td> <td>魚肉ねり製品、うどん、クッキー、ビスケット類、インスタント食品、食肉製品</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合</td> <td>計</td> <td>131</td> </tr> </tbody> </table>								検査項目	検査対象食品等	検体数	細菌検査	細菌数、大腸菌群、E.coli、腸炎ビブリオ最確数	冷凍食品	6	リステリア、サルモネラ属菌	食肉製品	8	残留農薬	殺虫剤、殺菌剤、除草剤等	野菜、果物	43	残留動物用医薬品	抗生物質、合成抗菌剤等	鶏肉、豚肉、食肉製品	10	添加物	サイクラミン酸、指定外添加物、指定外着色料	果実、乾燥果実、シロップ、クッキー、インスタント食品、菓子	26	カビ毒	アフラトキシン	落花生（ピーナッツ）	4	遺伝子組換え食品	遺伝子組換え米	米加工品（ビーフン、フォー等）	10	アレルギー	小麦、そば、落花生、えび、かに、乳	魚肉ねり製品、うどん、クッキー、ビスケット類、インスタント食品、食肉製品	24	合		計	131
	検査項目	検査対象食品等	検体数																																											
	細菌検査	細菌数、大腸菌群、E.coli、腸炎ビブリオ最確数	冷凍食品	6																																										
		リステリア、サルモネラ属菌	食肉製品	8																																										
	残留農薬	殺虫剤、殺菌剤、除草剤等	野菜、果物	43																																										
	残留動物用医薬品	抗生物質、合成抗菌剤等	鶏肉、豚肉、食肉製品	10																																										
	添加物	サイクラミン酸、指定外添加物、指定外着色料	果実、乾燥果実、シロップ、クッキー、インスタント食品、菓子	26																																										
	カビ毒	アフラトキシン	落花生（ピーナッツ）	4																																										
	遺伝子組換え食品	遺伝子組換え米	米加工品（ビーフン、フォー等）	10																																										
	アレルギー	小麦、そば、落花生、えび、かに、乳	魚肉ねり製品、うどん、クッキー、ビスケット類、インスタント食品、食肉製品	24																																										
合		計	131																																											
資料																																														

主 要 事 業 概 要

<食暮3>

事業名	放射性物質検査対策事業		ビ	復	○	環	産	発										
担当課室・班	食と暮らしの安全推進課食品安全班（内線2644）	R 6当初予算額	5, 1 1 7千円															
事業主体	県	事業期間	平成23年度～															
補助・単独の別	単独	補助率																
根拠法令	食品衛生法																	
事業目的	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生を受け、県が毎年度策定する「農畜水産物等の放射性物質検査計画」に基づき、県内産牛及び県内に流通する食品について放射性物質の検査を行う。																	
事業計画	<p>1 簡易分析測定装置による検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内（仙台市を除く）に出荷される宮城県産牛の出荷前検査 ・豚肉等のモニタリング検査 ・県内に流通している加工食品等（食品区分：一般食品）のスクリーニング検査 <p>2 ゲルマニウム半導体検出器による検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易分析測定装置による県産牛及び一般食品の検査の結果、一定基準を超過したものの検査 ・県内に流通している加工食品等のうちゲルマニウム半導体検出器での検査が規定されている食品（清涼飲料水、牛乳、乳児用食品）の検査 <p>[令和6年度計画] (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査対象</th> <th>年間計画件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産牛</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>豚、めん山羊</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>牛乳、清涼飲料水、乳児用食品</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>一般食品</td> <td>198</td> </tr> </tbody> </table>								検査対象	年間計画件数	県産牛	100	豚、めん山羊	44	牛乳、清涼飲料水、乳児用食品	90	一般食品	198
検査対象	年間計画件数																	
県産牛	100																	
豚、めん山羊	44																	
牛乳、清涼飲料水、乳児用食品	90																	
一般食品	198																	
資料	<p>[食品の放射性物質基準値] (単位：ベクレル／kg)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>食品群</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>牛乳</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>乳児用食品</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>一般食品</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>								食品群	基準値	飲料水	10	牛乳	50	乳児用食品	50	一般食品	100
食品群	基準値																	
飲料水	10																	
牛乳	50																	
乳児用食品	50																	
一般食品	100																	

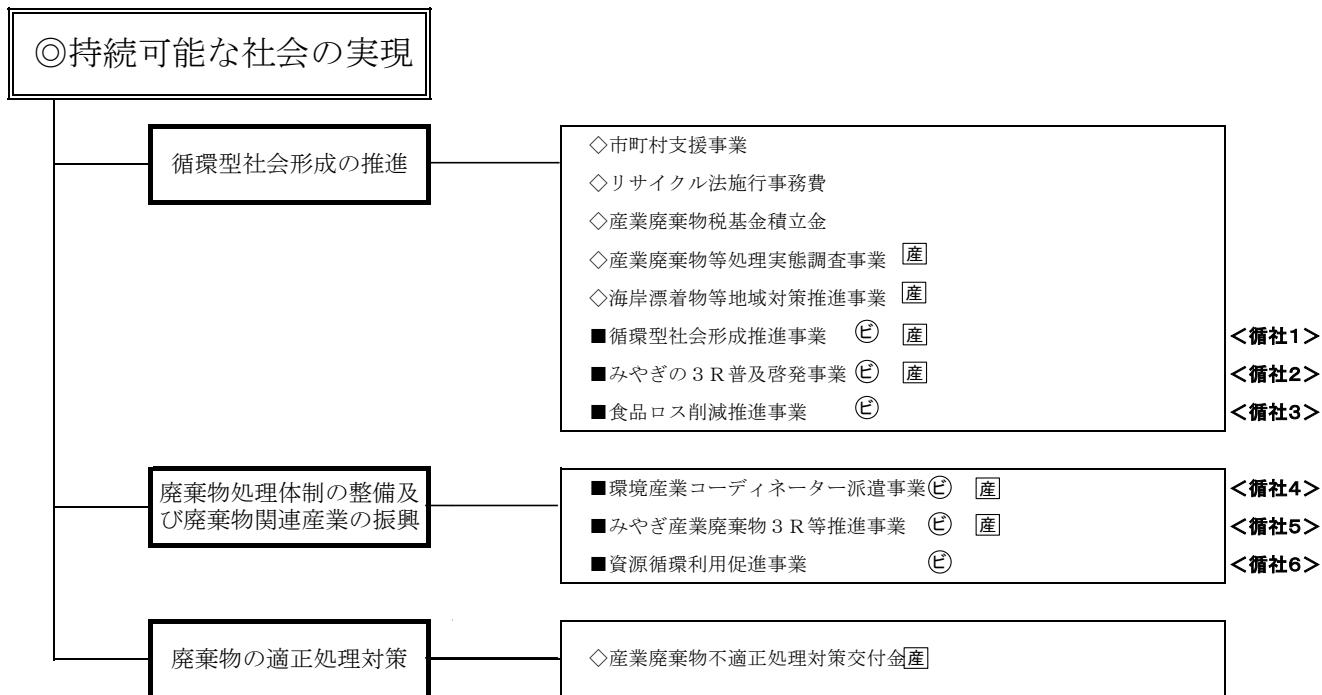
主 要 事 業 概 要

<食暮4>

事業名	動物愛護推進事業	ビ	〇	復	環	産	発																				
担当課室・班	食と暮らしの安全推進課環境衛生班（内線2645）	R6当初予算額			17,568千円																						
事業主体	県、獣医師会	事業期間	令和4年度～																								
補助・単独の別	単独	補助率																									
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律																										
事業目的	<p>県では令和3年3月に改訂した「宮城県動物愛護管理推進計画」に基づき、県の引取り数の9割を占める猫について、引取り数を削減する入口対策及び新たな飼い主への譲渡率を向上させる出口対策を実施することにより、殺処分数の削減を図り、真に人と動物が共生できる社会の実現を目指す。</p>																										
事業計画	<p>事業内容</p> <p>1 飼い主のいない猫の不妊去勢補助事業（予算額：10,000千円）【継続】</p> <p>県民による飼い主がいない猫を対象とした繁殖制限措置の取組を推進し、将来的な引取り頭数の削減を図るとともに、適正な管理のもとに実施される地域猫活動を推進し、動物の愛護と管理の両立を目指すもの。公益社団法人宮城県獣医師会が実施する「飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業」への補助事業として平成26年度から実施。</p> <p>○ 助成額 オス：6,000円 メス：12,000円</p> <p>○ 過年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>不妊去勢手術実施頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>7,000千円</td> <td>6,959千円</td> <td>795頭（オス 249頭 メス 546頭）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>7,000千円</td> <td>7,000千円</td> <td>1,012頭（オス 353頭 メス 659頭）</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>9,000千円</td> <td>9,000千円</td> <td>1,000頭（オス 354頭 メス 646頭）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（参考）平成26年度から令和4年度までの累計</td> <td>5,723頭（オス1,863頭 メス3,860頭）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ミルクボランティア事業（予算額：7,568千円）【拡充】 ※うちふるさと納税7,568千円</p> <p>保健所で収容した子猫等を地域のボランティアの協力を得て飼養管理を行い、これまで育成困難により収容中に死亡していた子猫等を新たな飼い主への譲渡につなげることにより、殺処分数の削減を図るもの。令和4年度からモデル公所2公所において試験導入し、令和6年度からは収容施設を有する全6公所で実施する。</p> <p>（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアのサポート（物資の貸与、飼養管理に関する助言等） ・ 譲渡対象動物の健康管理、不妊去勢手術の実施 ・ 犬・猫の新たな飼い主探しを支援するマッチングサイト導入に向けた検討 等 								予算額	決算額	不妊去勢手術実施頭数	令和2年度	7,000千円	6,959千円	795頭（オス 249頭 メス 546頭）	令和3年度	7,000千円	7,000千円	1,012頭（オス 353頭 メス 659頭）	令和4年度	9,000千円	9,000千円	1,000頭（オス 354頭 メス 646頭）	（参考）平成26年度から令和4年度までの累計			5,723頭（オス1,863頭 メス3,860頭）
	予算額	決算額	不妊去勢手術実施頭数																								
令和2年度	7,000千円	6,959千円	795頭（オス 249頭 メス 546頭）																								
令和3年度	7,000千円	7,000千円	1,012頭（オス 353頭 メス 659頭）																								
令和4年度	9,000千円	9,000千円	1,000頭（オス 354頭 メス 646頭）																								
（参考）平成26年度から令和4年度までの累計			5,723頭（オス1,863頭 メス3,860頭）																								
資料																											

循環型社会推進課

[施策体系]



注) ■ : 主要事業
 ㊦ : 新・宮城の将来ビジョン推進事業
 産 : 産業廃棄物税充当事業

[施策の概要]

1 循環型社会形成の推進

「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」（計画期間：令和3年度から令和12年度）に基づき、廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）や適正処理を促進するための施策を総合的に推進する。

廃棄物等の3R、プラスチックの資源循環、アプリ活用も含めた食品ロスの削減等に関する普及啓発により県民や事業者の意識醸成を図るほか、廃棄物処理に関する実態調査、一般廃棄物の処理を行う市町村等への支援、各種リサイクル法の施行を通じ、廃棄物の排出量の削減やリサイクル率の向上、最終処分率の抑制を図る。また、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策を実施するための財源である産業廃棄物税の基金管理を行う。

2 廃棄物処理体制の整備及び廃棄物関連産業の振興

廃棄物品目別のリサイクル阻害要因の分析や地域での資源循環推進に向けた政策立案などを通じて、県内における廃棄物処理体制の整備・充実化を図るとともに、より高度なりサイクルが可能な体制を実現するため、3Rに取り組む事業者に対して、環境産業コーディネーターの派遣等を通じた課題解決に向けた支援や、設備導入・技術開発への助成等を行うことで、廃棄物関連産業の振興・集積につなげる。

さらに、環境と経済の両立を目指す新たな成長戦略として国内外で急速に広がる、「サーキュラーエコノミー」への対応について、県内事業社等の認知度向上を図るため、セミナーやワークショップ等を開催し、普及・啓発に取り組む。

主 要 事 業 概 要

<循社1>

事業名	循環型社会形成推進事業		ビ	〇	復	環	産	〇	発																						
担当課室・班	循環型社会推進課 リサイクル推進班 (内線2649)		R 6 当初予算額		1 6 , 6 0 0 千円																										
事業主体	県、事業者		事業期間	令和3年度～令和6年度																											
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—																												
根拠法令	循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律																														
事業目的	<p>現代の経済社会活動は大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環の阻害や地球温暖化問題、天然資源の枯渇等様々な問題に直面している。このため国において、循環型社会形成を目指し、循環型社会形成推進基本計画が策定されている。県では、この地域計画として令和3年3月に第3期となる宮城県循環型社会形成推進計画（以下「循環計画」という。）を策定し、海洋プラスチックごみ対策や食品ロス削減等の取組を中心に全ての主体（県民・事業者・民間団体・教育研究機関・行政）が連携し、3R及び廃棄物の適正処理の推進等これまでの取組をより進展させ、持続可能な循環型社会の実現に向けて地域の特性を生かした取組を推進していく。また、循環計画の進行管理を行い循環型社会の形成に向けた普及啓発等（イベントなど）を行う。また、廃棄物の適正処理のために必要な最終処分場について、立地地域住民の理解を促進するための支援事業を実施する。</p>																														
事業計画	<p>1 最終処分場立地地域共生促進支援事業 [11,023千円] 県内の産業廃棄物最終処分場は、残余容量が少なくなり逼迫した状況にある。産業廃棄物を適正に処理するためには、廃棄物の再生利用の推進のほか、最終処分場の確保も重要な課題となっている。本事業は、最終処分場の確保に向けて、地域住民等の理解促進を目的として最終処分場設置者が地域との共生を図るために行う緑化事業等に対して支援を行う。 補助率：1/2、上限額：500万円又は前年度の産業廃棄物税納入額の100分の5のいずれか低い額</p> <p>2 廃プラスチック削減普及啓発事業 [4,662千円] 容器包装プラスチック使用削減やプラスチックの分別を呼びかけるイベントや教材の製作を実施する。</p> <p>3 食品ごみの削減啓発事業 [915千円] 食品ロス削減や食品廃棄物をバイオマス資源として活用するための分別の徹底などについて、広報等の活用により啓発していく。また、食べきりモデル店舗や小売店での食品ロス削減の取組を支援するため、普及啓発資材を作成し、一層の事業推進を図る。</p>																														
資料	目指すべき目標値		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>新計画目標値 (令和12年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般 廃棄物</td> <td>1人1日当たりの 排出量(g/人・日)</td> <td>910</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 訳</td> <td>生活系ごみ</td> <td>625</td> </tr> <tr> <td>事業系ごみ</td> <td>285</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率(%)</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>最終処分率(%)</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">産業 廃棄物</td> <td>排出量(千t)</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率(%)</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>最終処分率(%)</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>							項目		新計画目標値 (令和12年度)	一般 廃棄物	1人1日当たりの 排出量(g/人・日)	910	内 訳	生活系ごみ	625	事業系ごみ	285	リサイクル率(%)	30	最終処分率(%)	10.5	産業 廃棄物	排出量(千t)	10,000	リサイクル率(%)	35	最終処分率(%)	1
項目		新計画目標値 (令和12年度)																													
一般 廃棄物	1人1日当たりの 排出量(g/人・日)	910																													
	内 訳	生活系ごみ	625																												
		事業系ごみ	285																												
	リサイクル率(%)	30																													
	最終処分率(%)	10.5																													
産業 廃棄物	排出量(千t)	10,000																													
	リサイクル率(%)	35																													
	最終処分率(%)	1																													

主 要 事 業 概 要

<循社2>

事業名	みやぎの3R普及啓発事業		ビ	〇	復	環	産	〇	発
担当課室・班	循環型社会推進課 リサイクル推進班（内線2649）	R6当初予算額	12,000千円						
事業主体	県	事業期間	平成22年度～令和6年度						
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-						
根拠法令	循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、食品ロスの削減の推進に関する法律								
事業目的	<p>県では、大量生産・消費の大量廃棄型社会から持続可能な社会を目指す循環型社会の形成のため、令和3年3月に第3期宮城県循環型社会形成推進計画を策定し、その推進のために市町村・県民・事業者等の各主体と連携し、廃棄物等の3Rに関する各種普及啓発事業（ラジオCM、広報など）により、3Rに対する県民の意識醸成を進展させてきた。一方、近年の資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、食品ロス、地球温暖化等の幅広い世界的な課題への対応が必要となっていることから、第3期宮城県循環型社会形成推進計画や宮城県食品ロス削減推進計画を踏まえ、県民・事業者の取組を進展させる普及啓発を行う。</p>								
事業計画	<p>1 3RラジオスポットCM [2,200千円] ごみの3Rに関するラジオスポットCMを3R推進月間（10月）を中心に2月までの期間に放送し、3Rに関する知識の普及啓発と実践を、県民や事業者に対し呼びかける。</p> <p>2 みやぎの3R推進事業 [416千円] 3R推進月間にポスター等を作成し、小売事業者や各種団体と協力して、容器包装削減等3Rに関する知識の普及啓発と実践を働きかける。</p> <p>3 3R広報事業 [8,164千円] 広報紙「みやぎ県政だより」等を活用し、県民・事業者への普及を図る。 また、令和4年3月に策定した「宮城県食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減について普及啓発を図るため、令和4年度に活用したパンフレットの配布、テレビCMの放送を行う。</p> <p>4 3R補助金活用施設見学促進事業 [1,220千円] 令和6年度から開始する産業廃棄物の中間処理施設の見学施設整備に係る補助制度の開始に併せて、小学生を対象としたこれらの処理施設に対する見学促進事業を実施する。</p>								
資料									

主 要 事 業 概 要

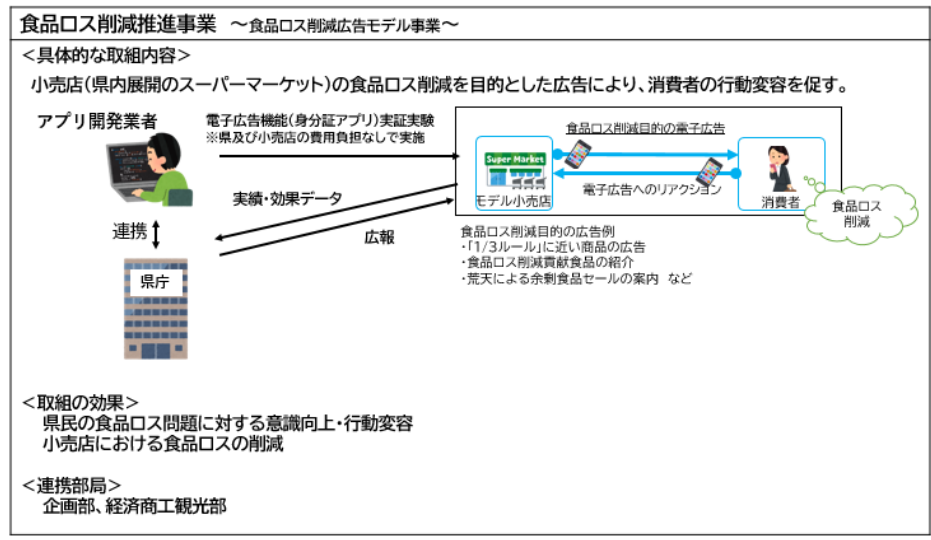
＜循社3＞

事業名	食品ロス削減推進事業	ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	循環型社会推進課 リサイクル推進班（内線2649）	R6当初予算額		2,800千円			
事業主体	県	事業期間	令和5年度～令和7年度				
補助・単独の別	国補助事業	補助率	2分の1				
根拠法令	食品ロスの削減の推進に関する法律						

食品ロスの削減については、世界的にも重要な課題であり、本県においても、令和4年3月に「宮城県食品ロス削減推進計画」を策定した。県内の事業系食品ロス削減対策として、計画策定時の推計目で食品ロスの高い割合を占める外食産業や食品小売業等の食品関連事業者から出る余剰食品について、電子公告により発信する実証事業の実施と併せ、消費者に広報を行い行動変容を促すもの。

外食産業や食品小売業等の食品関連事業者の食品ロス削減の取組を支援するためのツールとして、これらの事業者から出る余剰食品について、消費者への情報提供として、身分証アプリのミニアプリを用いた電子公告を発信する実証事業と連動し、消費者に広報を実施することにより、行動変容を促すもの。

事業計画



資料

目標値

指標	令和元年度 (基準年度) 推計値	令和元年度 1人1日 当たり 発生量	令和12年度 (目標年度) 目標値	令和12年度 1人1日 当たり 発生量	基準年度に 対する目標年 度の削減率
家庭系食品ロス量	4.5万t	54g/人・日	3.2万t	41g/人・日	-29%
事業系食品ロス量	4.3万t	52g/人・日	3.8万t	49g/人・日	-12%
食品ロス量(合計)	8.8万t	106g/人・日	7.0万t	90g/人・日	-21%

主 要 事 業 概 要

<循社4>

事業名	環境産業コーディネーター派遣事業 〔産業廃棄物3R等推進事業〕		ビ	〇	復	環	産	〇	発
担当課室・班	循環型社会推進課 資源循環企画班 (内線3207)	R6当初予算額	22,500千円						
事業主体	県	事業期間	令和2年度～令和6年度						
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-						
根拠法令	循環型社会形成推進基本法								
事業目的	県内の事業活動における産業廃棄物の3R等の適正処理及び環境関連産業の振興を図り、循環型社会の形成を推進する。								
事業計画	<p>1 環境産業コーディネーター派遣事業（3R担当）〔22,500千円〕 民間企業等において工程管理や環境管理等の実務経験を有する者を「環境産業コーディネーター」（会計年度任用職員）として任用し、事業活動における産業廃棄物の3R等の取組を支援するため、県内企業等に派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任用人数：4人 ・任 期：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間 ・主な活動内容：①個別企業の3R推進のための支援活動 ②3R推進に向けた企業間連携や産学連携等の支援活動 ③3R推進に向けた各種勉強会やセミナー等の開催 等 								
資料									

主 要 事 業 概 要

< 循 社 5 >

事業名	みやぎ産業廃棄物3R等推進事業 〔産業廃棄物3R等推進事業〕		ビ	〇	復	環	〇	産	〇	発	
担当課室・班	循環型社会推進課 資源循環企画班 (内線3207)		R6当初予算額			176,100千円					
事業主体	県、事業者		事業期間		令和2年度～令和6年度						
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-								
根拠法令	循環型社会形成推進基本法、宮城県グリーン購入促進条例										
事業目的	県内の事業活動における産業廃棄物の3R等の適正処理及び環境関連産業の振興を図り、循環型社会の形成を推進する。										
事業計画	<p>1 みやぎ産業廃棄物3R等推進事業 [169,757千円]</p> <p>(1) 設備整備事業に対する助成 (補助金 140,000千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要: 県内の産業廃棄物の3R等に資する設備の整備に要する経費の一部を補助する。 補助対象者: 県内事業者 対象事業: 産業廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化等に資する設備整備事業 補助率及び補助上限額: ①未来法枠……1/3以内 50,000千円 ②動静脈連携枠……1/2以内 40,000千円 ③重点枠……2/3以内 30,000千円 ④一般枠……1/2以内 20,000千円 <p>(2) 研究開発等事業に対する助成 (補助金 28,119千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要: 県内の産業廃棄物の3R等に資する研究開発等の取組に要する経費の一部を補助する。 補助対象者: 県内事業者 対象事業: ①事業化調査、②技術・製品の開発・応用等、③販売促進 補助率: 重点枠……2/3以内 一般枠……1/2以内 補助上限額: ①、③ 1,000千円 ② 重点枠……7,000千円/年 一般枠……5,000千円又は7,500千円/年 <p>2 宮城県グリーン製品普及拡大事業 [1,698千円]</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要: 循環資源を使用した環境物品等を「宮城県グリーン製品」として認定し、普及拡大を図る。 認定実績 (R5.10.1現在): 67業者 107品 <p>3 産業廃棄物中間処理施設見学受入支援事業 [2,500千円]</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要: 産業廃棄物中間処理業者による住民理解促進のための取組に要する経費の一部を補助する。 補助対象者: 県内産業廃棄物中間処理業者 対象事業: 住民理解促進のための取組 (見学コース等の環境整備、パンフレット等備品購入) 補助率及び補助上限額: 1/2以内 1,500千円 (うち、備品は500千円) <p>4 みやぎアップグレードリサイクル推進事業 [2,100千円]</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要: 産学官コンソーシアムにより、バイオプラスチック製品の回収・再生に向けた検討を行う。 <p>5 循環計画進行管理費 [45千円]</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要: 循環計画で目標に掲げている項目等について、毎年度調査を行い計画の進行管理を行う。 										
資料											

主 要 事 業 概 要

< 循 社 6 >

事業名	資源循環利用促進事業	ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	循環型社会推進課 資源循環企画班 (内線3207)	R 6 当初予算額		3, 3 0 0 千円			
事業主体	県	事業期間	令和 6 年度～令和 8 年度				
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-				
根拠法令	循環型社会形成推進基本法						

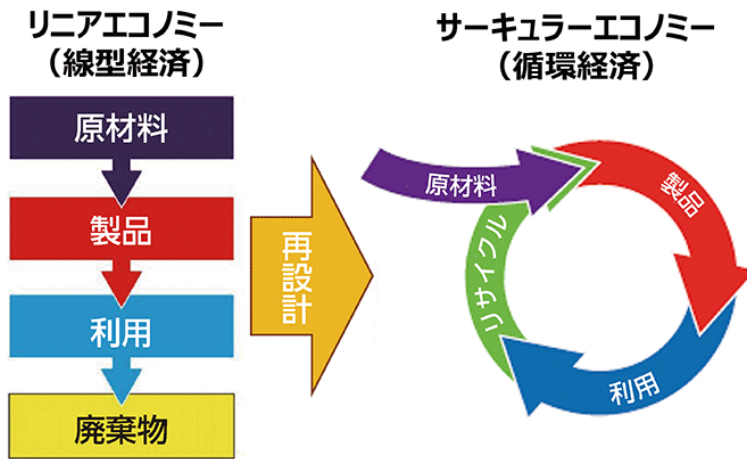
事業目的

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けて、県内企業への普及啓発、サーキュラーエコノミー型ビジネスの創出支援により、その普及拡大に取り組む。

事業計画

サーキュラーエコノミー普及啓発事業 [3, 300 千円]
 県内企業への普及啓発セミナー、サーキュラーエコノミー型ビジネス構想ワークショップを実施するほか、広報媒体や出前講座等をとおして、普及啓発に取り組む。

資料



※限りある資源の効率的な利用等により世界で約 500 兆円の経済効果があるとされている成長市場 (出典: Accenture Strategy 2015)

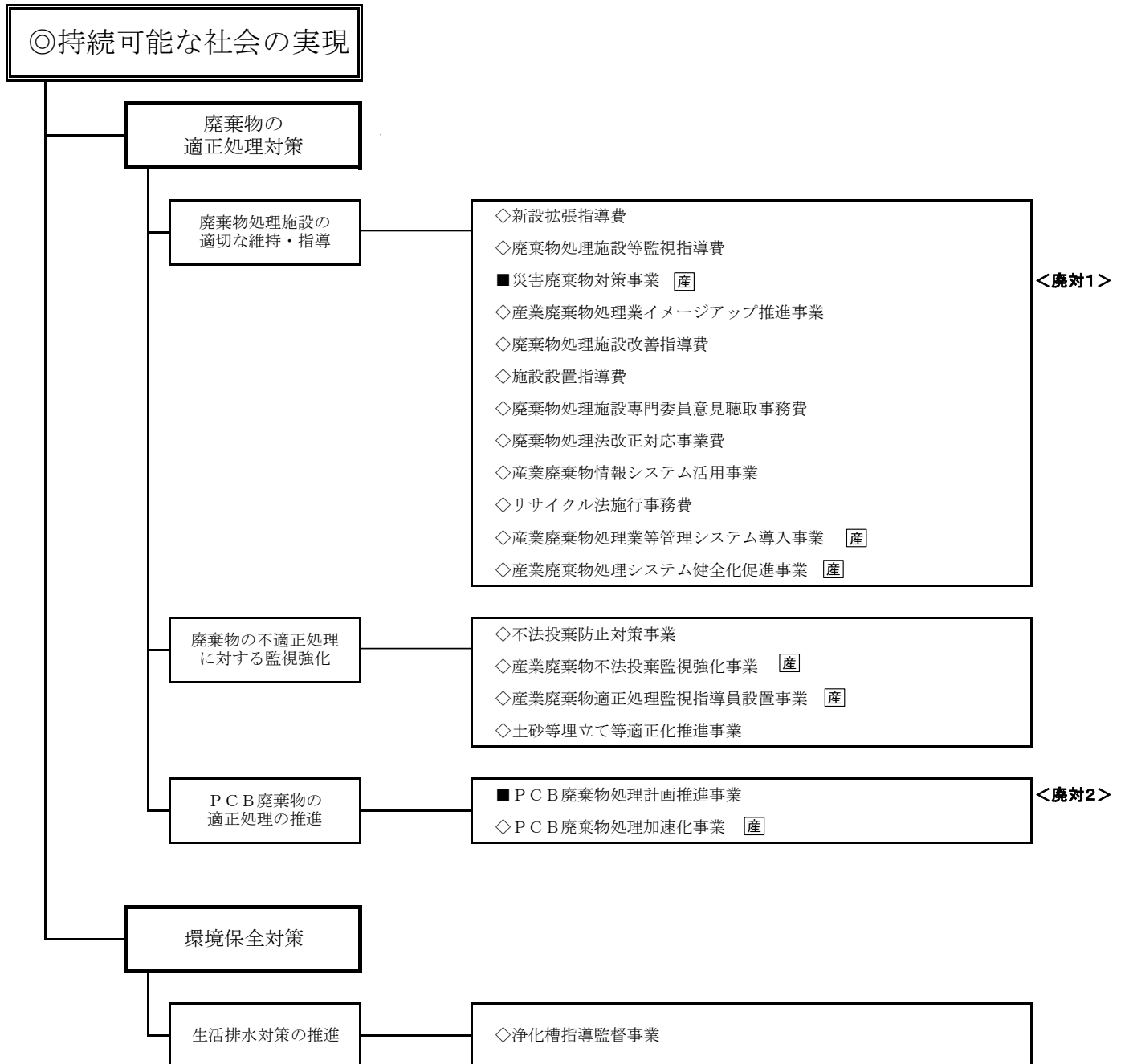
資料：オランダ [A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy] (2016) より環境省作成

(出典) 環境省 令和 3 年度版環境白書

サーキュラーエコノミー：従来の 3 R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

廃棄物対策課

[施策体系]



注) ■ : 主要事業
 (E) : 新・宮城の将来ビジョン推進事業
 [産] : 産業廃棄物税充当事業

[施策の概要]

1 廃棄物の適正処理対策

産業廃棄物処理施設の許可に当たっては、地域住民、関係市町村、専門的知識を有する者の意見を踏まえ、より環境に配慮した設置計画となるよう指導する。

産業廃棄物の処理に当たっては、生活環境保全上の支障の発生を防止するため、関係法令によって求められる基準が遵守されるよう指導監督を行うとともに、適正処理の推進や不法投棄の防止について排出事業者等への普及啓発を行う。各保健所等には産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）を配置し、不法投棄の早期発見と迅速な対応に努めるとともに、悪質な違反が発生した場合には躊躇なく行政処分を行うなど厳格な対応を行う。

県内のPCB廃棄物については、保管事業者による早期の適正処分が行われるよう、PCB廃棄物適正処理推進員（PCBGメン）による事業者指導等に取り組む。

一般廃棄物については、処理施設の設置、維持管理、廃止等が適正に行われるよう指導監督を行うほか、市町村による災害廃棄物処理計画策定や仮置き場用地の確保等の取組の支援や図上演習等を通じた人材育成に取り組むとともに、災害時の対応について協定を締結している民間団体との連携を深め、「大規模災害への対応」が可能な体制構築に努める。また、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、土砂等の崩落等による災害の発生防止を図り、県民の安全・安心を確保する。

2 環境保全対策

公共用水域等の水質保全の観点から生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽保守点検業者の登録事務を適正に実施するとともに、浄化槽法に基づく指導等の権限を委譲している市町村に技術的助言を行う。

主 要 事 業 概 要

< 廃対1 >

事業名	災害廃棄物対策事業	ビ	復	環	産	○	発																
担当課室・班	廃棄物対策課 施設班 (内線2648)	R 6 当初予算額			9, 5 7 1 千円																		
事業主体	県	事業期間	平成26年度～																				
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-																				
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律																						
事業目的	<p>近年、各地で自然災害による被害が頻発しており、県及び市町村等における災害への対応力強化が求められる。一方、災害対応を経験した職員の退職や人事異動等により、災害廃棄物対策を担う人材の育成と経験の継承が課題となっている。</p> <p>宮城県災害廃棄物処理計画(平成29年8月)に基づき、県及び市町村等の関係機関を対象とした図上演習等の継続的な実施により、災害廃棄物対策を担う人材の育成を図るとともに、計画に基づく各種取組により計画の実効性を確保するもの。また、災害廃棄物処理計画が未策定の市町村に対して技術的助言等の支援を行うことで、県内市町村の計画策定率向上を図るもの。</p>																						
事業計画	<p>1 宮城県災害廃棄物処理図上演習 [7, 825 千円] 市町村・一部事務組合職員、県担当者及び関係団体等を対象とし図上演習等を実施し、災害対応の全体像を習得する。 なお、令和6年度は、図上演習の継続的な実施と合わせ、初動対応で課題となる仮置き場の設置・運営に関する実地演習を追加し、計4回実施する。 【演習内容】 第1回 討論型演習(初動対応の課題と対策をグループで整理・共有) 第2回 設問型演習(仮置場設置・発生量推計等の実施手法の演習) 第3回 対応型演習(発災を想定して付与される課題に対応する模擬訓練) 第4回 災害廃棄物仮置き場の設置・運営実地演習</p> <p>2 市町村災害廃棄物処理計画策定支援 [170 千円] 市町村の災害廃棄物処理計画の策定率は令和5年9月現在で約6割に留まっており、市町村における課題として人員や専門知識の不足があることから、市町村を対象とした研修会の開催や技術的支援を通じ、策定率向上を図る。</p> <p>3 宮城県災害廃棄物処理計画の実効性確保 [176 千円] 宮城県災害廃棄物処理計画の策定から一定期間が経過したことから、これまでの災害対応の教訓や新たな被害想定等の動きを踏まえ、県と災害廃棄物対策に係る協定締結団体、事業者、関係機関等とのさらなる連携強化のため、現地視察や意見交換等を行うもの。</p> <p>4 産業廃棄物処理業者と連携した災害廃棄物処理体制構築推進事業 [1, 400 千円] ※産廃税充当事業 民間産業廃棄物処理業者との積極的な連携や施設活用を図る体制を構築し、災害廃棄物の県内における処理能力を増高するため、実態調査と調査結果に基づく処理プランの作成を行う。</p>																						
資料	<p>【災害廃棄物処理図上演習開催実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>2</td> <td>50名(30自治体)</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>3</td> <td>50名(22自治体)</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>3</td> <td>56名(27自治体)</td> </tr> </tbody> </table>			年度	回数	参加者	R3	2	50名(30自治体)	R4	3	50名(22自治体)	R5	3	56名(27自治体)	<p>【市町村災害廃棄物処理計画策定状況】</p> <p>R5.9現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>策定済</th> <th>20市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未策定</td> <td>15市町村</td> </tr> </tbody> </table>				策定済	20市町村	未策定	15市町村
年度	回数	参加者																					
R3	2	50名(30自治体)																					
R4	3	50名(22自治体)																					
R5	3	56名(27自治体)																					
策定済	20市町村																						
未策定	15市町村																						

主 要 事 業 概 要

＜廃対2＞

事業名	PCB廃棄物適正処理推進事業	ビ	復	環	産	○	発
担当課室・班	廃棄物対策課 指導班（内線2463）	R6当初予算額			27,209千円		
事業主体	県、個人等	事業期間	平成13年度～				
補助・単独の別	県単独事業（一部、地域環境保全基金） ※一部補助事業（産業廃棄物適正処理推進費）	補助率	—				
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法、独立行政法人環境再生保全機構法						
事業目的	<p>長年保管を余儀なくされてきたポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理について、国はPCB廃棄物処理基本計画を策定し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用した拠点的な広域処理施設を整備し、処理を進めている。加えて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）の制定・改正により、保管事業者等に対して処分期間内のPCB廃棄物の処分等が義務付けられており、一日も早い処理完了に向け、関係者が連携して、各種措置を迅速かつ着実に実施していくことが求められている。</p> <p>本県においても、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図る観点から、県内のPCB廃棄物の適正保管及び処分期間内の確実な処理を推進するための各種取組を進める。</p>						
事業計画	<p>1 PCB廃棄物処理計画推進事業 [25,300千円]</p> <p>(1) PCB廃棄物適正処理推進員の配置 県内保健所に専門の会計年度任用職員（電気主任技術者等の有資格者）を配置し、PCB廃棄物保管事業者等に対し適正保管や処理の指導を行う。</p> <p>(2) PCB廃棄物処理計画の進行管理等（関係自治体、JESCO等との連携）</p> <p>(3) 高濃度PCB廃棄物の処理に係る行政処分 令和5年度末で計画的処理完了期限を迎えた高濃度PCB廃棄物について、JESCOとの処理委託契約を締結していない保管事業者に対する改善命令の発出や代執行を通じ、JESCO北海道事業場の稼働終了までに県内における高濃度PCB廃棄物の適正処理を図る。</p> <p>2 PCB廃棄物処理加速化事業 [1,909千円] ※産廃税充当事業 法人の解散等によりPCB廃棄物を保管することとなった個人等、処理費用負担能力の低い者に対し、低濃度PCB廃棄物の処理費用及び分析費用の一部助成を行う。</p>						
資料	<p>【参考】PCBの処理に関する経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCBは化学的に安定で絶縁性、不燃性であるなどの性質を有し、熱媒体、電気機器の絶縁油等の幅広い分野で使用されてきたが、昭和43年のカネミ油症事件など、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年に製造が中止された。 ・その後、国内処理体制の整備が著しく停滞したことで事業者におけるPCB廃棄物の保管が長年にわたり継続し、紛失や環境汚染の進行が懸念される状況となったことから、国では平成13年にPCB特別措置法を制定して処理期限を定めるとともに、JESCOによる処理体制を整備した。 <p>[処分期間（法定）]</p> <p>高濃度PCB廃棄物（濃度0.5%超。ただし、汚泥、紙・木・繊維くず、プラスチック等は濃度10%超） 変圧器・コンデンサー等：R4.3.31まで、安定器及び汚染物等：R5.3.31まで</p> <p>低濃度PCB廃棄物：R9.3.31まで</p>						

竹の内産廃処分場対策室

[施策体系]

I 持続可能な社会の実現

3 循環型社会の形成

■ 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策事業 <竹対1>

[施策の概要]

平成2年に設置された村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場において、事業者が産業廃棄物処理基準に違反し、許可容量・許可区域を超えた埋立及び許可外廃棄物の埋立等の不適正処分が行われたことにより、高濃度の硫化水素の拡散や地下水環境基準を超える浸出水の拡散により生活環境保全上の支障又は支障のおそれを生じさせた。

県は、平成14年度以降、支障除去対策等の実施を事業者に命じているが、事業者が命令を履行しないため、平成15年度以降、事業者に代わって県が行政代執行により対策を講じている。

平成19年3月に産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画（平成25年3月変更、計画期間：平成19年度から平成33年度まで）を策定し、それ以降、国の財政支援を得ながら支障除去対策及び環境モニタリングを実施してきたが、処分場の現状から浸出水拡散防止対策は不要と判断し、平成28年度で実施計画を終了した。

しかしながら、処分場は依然としてガスが発生し、場内浸透水が基準を満たさない状況にあることから、処分場が廃止されるまでの間は、維持管理やモニタリングを継続し、処分場周辺的生活環境の保全を図る。仮に、場外周辺地下水が地下水環境基準を超過するなどの生活環境保全上の支障が生ずるおそれが高いと判断される状況になった場合は、その防止措置を講ずる予定である。

【竹の内産廃処分場支障除去対策の実績と今後のスケジュール】

	(実施計画期間)														
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1・R2	R3以降	
雨水浸透防止対策 (雨水排水溝の設置等)	→														
追加対策 (整形盛土、噴出防止)							→								
浸出水拡散防止対策										不要と判断					
支障除去対策(防止措置) (必要に応じて)											-----→				
モニタリング	→														
維持管理	→														
評価委員会	→														
焼却施設等解体工事												設計	解体工事		

主 要 事 業 概 要

<竹対1>

事業名	村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策事業	ビ	復	環	産	発
担当課室・班	竹の内産廃処分場対策室 対策班 (内線2691)	R6当初予算額		38,784千円		
事業主体	県	事業期間	平成13年度～			
補助・単独の別	県単独事業 (地域環境保全基金) ※一部補助事業 (産業廃棄物適正処理推進費)	補助率	1/3			
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
事業目的	村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場において、各種環境調査 (モニタリング) や処分場の維持管理を適正に行うことにより、処分場周辺地域の生活環境の保全を図る。					
事業計画	<p>(1) 事業概要</p> <p>村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策として、これまで、特定支障除去等事業実施計画に基づき、国からの支援を受けて支障除去対策等を実施してきたところであるが、新たな支障除去対策は不要と判断し、平成28年度をもって実施計画を終了した。</p> <p>しかしながら、処分場は安定化している状況にはないため、廃止基準を満たすまでの間、各種モニタリングや処分場の維持管理を適切に実施する。</p> <p>(2) 令和6年度事業内容</p> <p>① 各種環境調査 (モニタリング) 費 [28,447千円] (前年度 35,865千円) 処分場周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生ガス調査 ・水質調査 ・バイオモニタリング調査 ・多機能性覆土状況調査 ・硫化水素連続モニタリング調査 (24時間連続) ・モニタリング結果解析調査 ・大気環境調査 <p>② 処分場の維持管理費 [9,527千円] (前年度 9,013千円) 処分場内の巡回点検、ガス処理施設・設備補修、除草、側溝清掃などの維持管理を行う。</p> <p>③ 処分場対策推進費 [810千円] (前年度 799千円) 処分場対策を適切に進めるため、学識者等で構成する評価委員会を開催するとともに、地元住民へ処分場対策等の情報提供として、月1回「お知らせ」を各戸に配付する。</p>					
資料						

新最終処分場整備対策室

[施策体系]

I 持続可能な社会の実現

3 循環型社会の形成

■ 産業廃棄物最終処分場整備事業 産 <最終処対1>

[施策の概要]

大和町にある管理型産業廃棄物最終処分場「クリーンプラザみやぎ」は、供用開始から44年が経過し、残余容量は相当に逼迫した状況となっている。

産業廃棄物を安定かつ適正に処分することは県内産業の維持発展に不可欠であることから、公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場の整備に向けた取組を進める。

主 要 事 業 概 要

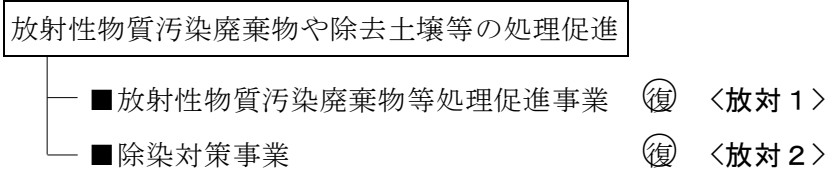
<最終処対1>

事業名	産業廃棄物最終処分場整備事業		ビ	復	環	産	〇	発
担当課室・班	新最終処分場整備対策室 整備対策班 (内線3165)		R6当初予算額		130,400千円			
事業主体	県、環境事業公社		事業期間	平成30年度～				
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-					
根拠法令	-							
事業目的	<p>大和町にある管理型産業廃棄物最終処分場「クリーンプラザみやぎ」は、地元産業界や市町村等からの設置要望を受け、県の公共関与により整備された最終処分場であるが、供用開始から44年が経過し、残余容量は相当に逼迫した状況となっている。産業廃棄物を安定かつ適正に処分することは県内産業の維持発展に不可欠であることから、公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場の整備に向けた取組を進めるもの。</p>							
事業計画	<p>県、大和町及び公益財団法人宮城県環境事業公社の3者で締結した「公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の設置及び維持管理に関する基本協定書」に基づき、新処分場の早期整備に向けて、事業主体である環境事業公社が取り組む処分場整備に要する費用を助成するほか、環境事業公社が進める各種調査業務等を支援する。また、同3者で交換した「処分場周辺地域環境整備事業等に関する覚書」に基づき、大和町及び環境事業公社と連携し、大和町鶴巣地区における環境整備事業等に取り組む。</p> <p>○ 環境事業公社が取り組む管理型産業廃棄物最終処分場整備に要する費用への助成 [130,000千円] (補助率：1/4以内)</p>							
資料	<p>【参考】</p> <p>○最有力候補地の選定経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.11～R1.8：「今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会」を設置し、公共関与の必要性、新たな処分場の施設規模及び求められる機能等について整理 ・R1.11：「宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針」を策定 ・R2.2～R2.12：「産業廃棄物最終処分場候補地選定懇話会」を設置し、段階的評価を経て最終候補地3か所を選定 ・R3.2：庁内に候補地選定委員会を設置し、最有力候補地を決定し事業主体を内定 <p>○住民説明会の開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3.6～：最有力候補地の地域住民を対象とする住民説明会（意見交換会）を複数回開催 <p>○新処分場整備に係る基本協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4.9.27：県、大和町及び環境事業公社の3者により「公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の設置及び維持管理に関する基本協定書」を締結 ・R4.10.19：同3者により「処分場周辺地域環境整備事業等に関する覚書」を交換 							

放射性物質汚染廃棄物対策室

[施策体系]

IV 被災地の復興完了に向けたサポート



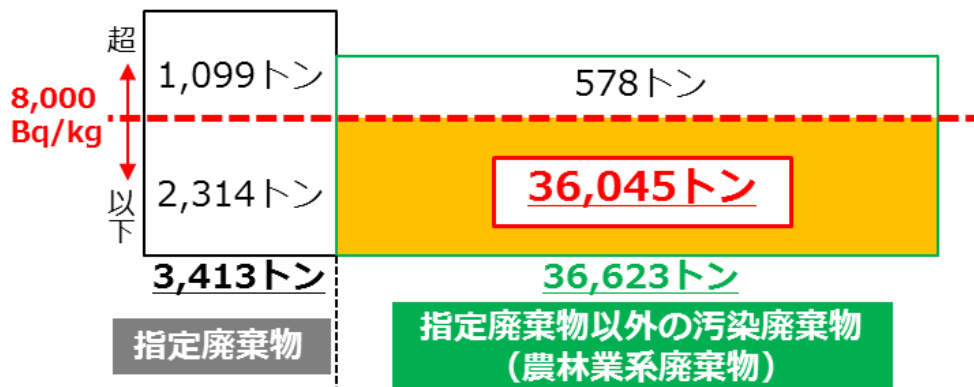
※凡例 ■：主要事業、(復)：復興サポート事業

[施策の概要]

1 放射性物質汚染廃棄物の処理促進

指定廃棄物等処理促進市町村長会議での合意に基づき、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の処理促進に向け、国とも連携を図りながら関係市町等の取組を支援する。

また、指定廃棄物については、8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の処理に一定の目処がついた段階で、市町村長会議で改めて議論し、その結果を踏まえて、処理責任を有する国に対し適切な対応を求める。



※農林業系廃棄物：牧草、稲わら、堆肥、ほだ木

図 宮城県内における汚染廃棄物の状況 (平成 29 年 6 月現在)

2 除染に伴い発生した除去土壌等の処分の推進

国の除去土壌の処分基準や再生利用に係る動向を注視し、処分基準や再生利用基準が制定された場合は、関係市町と協議の上、除去土壌の処分の流れを組み立てていく。

また、丸森町等で実施された国の実証事業の成果を踏まえ、各市町において要望事項等があれば、必要に応じて国との調整を行うなど、処分完了に向け引き続き関係市町を支援していく。

主 要 事 業 概 要

<放対1>

事業名	放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業 〔放射性物質汚染廃棄物処理促進事業〕		ビ	復	○	環	産	発
担当課室・班	放射性物質汚染廃棄物対策室 対策班（内線2647）	R 6 当初予算額	1, 9 5 0 千円					
事業主体	県	事業期間	令和3年度～令和7年度					
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—					
根拠法令	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (放射性物質汚染対処特措法)							
事業目的	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質汚染廃棄物について、国や保管市町等の関係機関との連絡調整を行い、処理を促進する。							
事業計画	<p>1 農林業系廃棄物の着実な処理に向けた市町等に対する支援・調整 8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の着実な処理を進めるため、保管市町等に対する汚染廃棄物の処理計画策定の支援や市町等が開催する住民説明会への出席・説明、焼却処理に係る市町間調整などの市町等のニーズに応じた技術的支援を行うとともに、必要な財源の確保に向けて環境省と調整を行う。</p> <p>2 汚染廃棄物の処理に関する正確な情報の提供等 処理に対する県民理解を深めるため、モニタリング結果や安全性について県ウェブサイト上での周知など、汚染廃棄物の処理に関する正確な情報の提供等を行う。</p> <p>3 保管市町担当課長会議の開催等による関係機関との連絡調整 市町が8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物を処理する中での課題や、国に処理責任のある指定廃棄物の処理方針等について、保管市町担当課長会議の開催等により関係機関と情報共有や連絡調整等を行う。</p>							
資料								

主 要 事 業 概 要

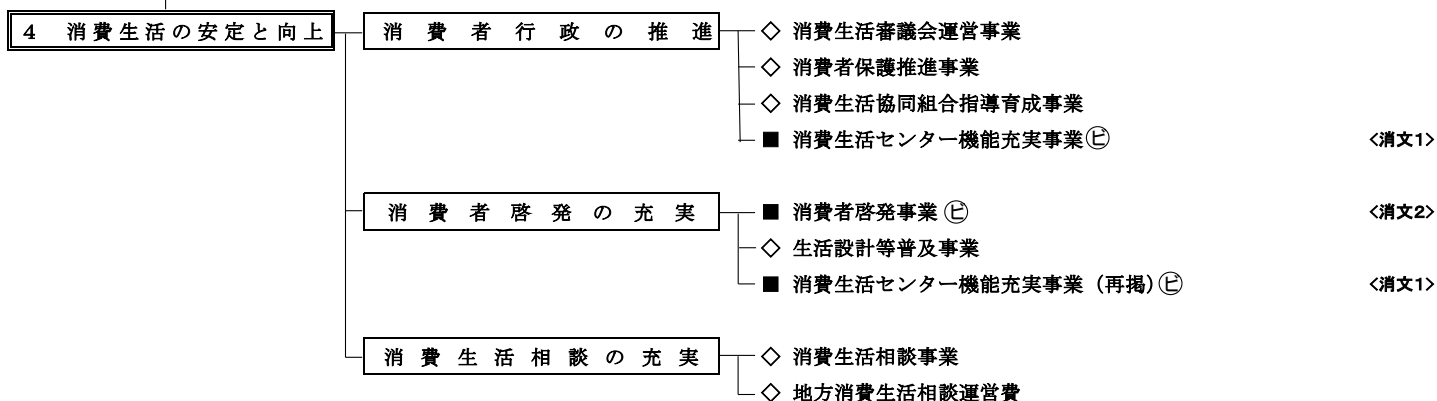
<放対2>

事業名	放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業 〔除染対策事業〕		ビ	復	○	環	産	発
担当課室・班	放射性物質汚染廃棄物対策室 対策班(内線2647)		R6当初予算額			1,997千円		
事業主体	県		事業期間	令和3年度～令和7年度				
補助・単独の別	県単独事業（地域整備推進基金）	補助率	—					
根拠法令	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (放射性物質汚染対処特措法)							
事業目的	放射性物質で汚染された区域の除染に伴い発生した除去土壌について、国の処分基準等が定まらず、保管が長期化していることから、仮置き場等で引き続き適切に保管されるよう、国と連携しながら関係市町を支援していくとともに、県民全体が受け入れられる処分基準の策定等を国に対し求めていく。							
事業計画	<p>1 指定市町の除染対策支援</p> <p>放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染状況重点調査地域に指定されている7市町の除染後の対策を支援するため、県が国との調整などの支援を行いながら、市町と一体となって除染後の取組を推進する。</p> <p>特に、処分基準等が定まらず、未だに保管が継続されている除去土壌や除染廃棄物について、国や関係市町と連携を密にし、適正に保管管理がなされるよう支援していくとともに、処分基準等の策定に係る国の動きを注視し、県民全体が受け入れられるような基準の策定を求めていく。</p> <p>※ 汚染状況重点調査地域に指定された7市町： 白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町 (石巻市は平成25年6月に、亘理町は令和3年3月にそれぞれ指定解除)</p>							
資料	<p>(放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の流れ)</p> <pre> graph LR A[重点調査地域の指定] --> B[調査測定の実施] B --> C[除染実施計画の策定] C --> D[除染の実施] D --> E[除去土壌等の処理] </pre>							

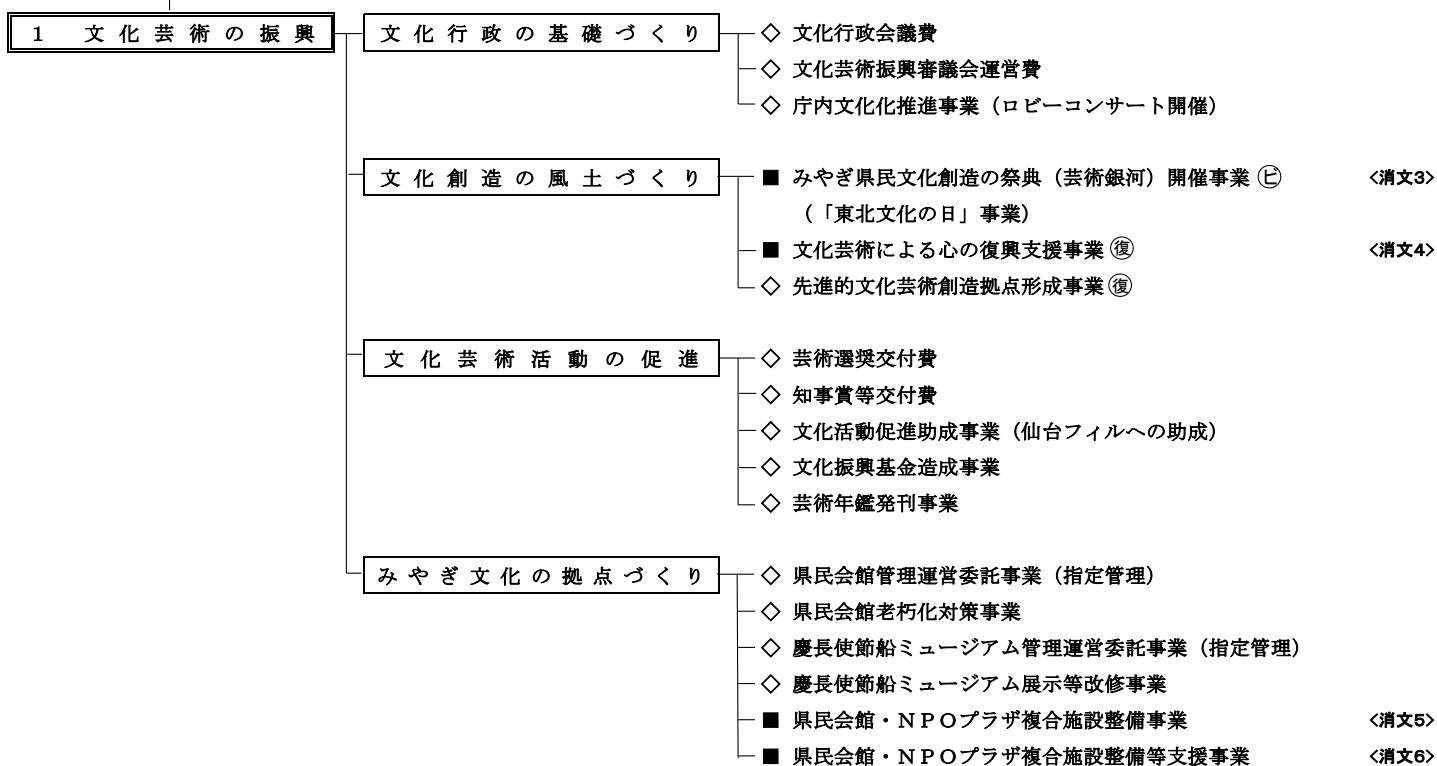
消費生活・文化課

[施策体系]

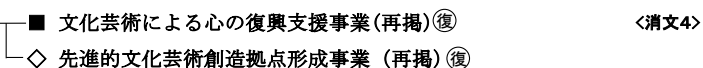
II 安全安心社会の実現



III 協働共創社会の実現



IV 被災地の復興完了に向けたサポート



注) ■は主要事業
[㊦] 新・宮城の将来ビジョン推進事業
^復 復興・サポート事業

<>は事業概要ページの
 右上番号に対応

[施策の概要]

1 消費生活の安定と向上

(1) 消費者行政の推進

消費生活を取り巻く社会環境の変化に対応し、消費者の安全と利益の擁護・増進を目的として、商品等の安全性の確保や消費者被害の未然防止を図るため、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化に取り組むとともに、不適正な取引行為を行う事業者に対する行政指導等を適正に実施する。また、消費生活審議会において、宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）及び宮城県消費者教育推進計画（第2期）の進行管理を行う。

(2) 消費者啓発の充実

「消費者教育推進計画（第2期）」に基づき、自立した消費者の育成、更には消費者市民社会の形成を目的として、各種媒体を活用した情報提供や消費生活講座の開催、消費者志向経営・エシカル消費の周知等を実施する。成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止に向けて、引き続き中学・高校向けの取組とともに、大学等とも連携した取組を実施する。

(3) 消費生活相談の充実

県及び市町村の消費生活相談窓口の対応力の向上を図ることを目的として、消費生活相談員レベルアップ研修会等の開催、指定消費生活相談員等による市町村消費生活相談員への助言、弁護士による消費生活相談支援等の取組を実施する。

2 文化芸術の振興

(1) 文化行政の基礎づくり

主要都道府県などが一堂に会する文化行政会議において情報交換を行い、今後の取組に当たっての参考にするほか、県庁舎を文化の香り高い、県民に開かれた交流の場とするために、「県民ロビーコンサート」の開催や生け花の展示を継続する。また、文化芸術振興審議会において、宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）の進行管理を行う。

(2) 文化創造の風土づくり

個性的で魅力ある宮城の文化を創造するため、引き続き「みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）」を開催し、県民が文化芸術に触れる機会や活動成果を発表する機会を創り出す。

また、文化芸術の力による心の復興に向け、文化的活動により心のケアや生きがいなどを見いだす芸術家個人の様々な取組への支援を継続する。

(3) 文化芸術活動の促進

県民の文化芸術活動を促進するため、優れた文化芸術活動への顕彰を行うほか、仙台フィルハーモニー管弦楽団の活動支援や、県内芸術家・文化芸術団体等の活動を「芸術年鑑」として記録し、芸術家等の活動成果や功績紹介に役立てる。

(4) みやぎ文化の拠点づくり

本県における文化の拠点施設である東京エレクトロンホール宮城（宮城県民会館）及び宮城県慶長使節船ミュージアム（サン・ファン館）の管理運営について指定管理者へ委託する。また、県民会館とNPOプラザの複合施設の整備を着実に進めるとともに、年度内のサン・ファン館のリニューアルオープンに向けて、各種工事を行う。

主 要 事 業 概 要

＜消文1＞

事業名	消費生活センター機能充実事業 〔消費生活対策事業〕	ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	消費生活・文化課 消費者行政班（内線2523） 相談啓発班（内線2524）	R6当初予算額			39,026千円		
事業主体	県、市町村	事業期間	平成21年度～				
補助・単独の別	国庫補助事業・県単独事業	補助率	10/10、1/2				
根拠法令	消費者安全法・消費者教育の推進に関する法律・消費生活条例・地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領等						
事業目的	<p>消費者安全法では、消費生活センターを法的に位置付け、機能拡充・強化を図ることとしている。このことを踏まえ、県消費生活センターの相談・指導体制等の機能拡充を図り、県民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とする。</p> <p>国の地方消費者行政強化交付金等を活用し、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化を図るための事業を実施する。</p>						
事業計画	<p>(1) 消費生活相談機能充実事業 法律の専門家による相談現場のサポートを実施し、消費者から寄せられる専門的分野の相談に対応する。</p> <p>(2) 消費生活相談員レベルアップ事業 県及び市町村の消費生活相談員を対象とした研修会を開催し、消費生活相談員の資質の向上を図る。</p> <p>(3) 市町村消費者行政強化事業及び推進事業補助金の交付 市町村の消費生活相談窓口の対応力の向上等を図るため、相談員等のレベルアップや相談体制の充実等に向けた取組に補助する。</p> <p>(4) 外国人通訳支援サポーター派遣事業 訪日・在日外国人からの消費生活相談を受けるための体制（通訳等）を整備する。</p>						
資料							

主 要 事 業 概 要

<消文2>

事業名	消費者啓発事業 [消費生活対策事業]	ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	消費生活・文化課 相談啓発班（内線2524）	R6当初予算額			13,001千円		
事業主体	県	事業期間					
補助・単独の別	国庫補助事業・県単独事業	補助率	10/10、1/2				
根拠法令	消費者基本法・消費者安全法・消費者教育の推進に関する法律・消費生活条例・ 地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領等						
事業目的	令和3年3月策定の「消費者教育推進計画（第2期）」に基づき、自立した消費者の育成、更には消費者市民社会の形成を目的として消費者教育を推進する。特に、令和4年4月からの成年年齢引下げにより、若年者の消費者被害が懸念されることから、引き続き中学・高校向けの取組に加え、大学等とも連携した取組を進める必要がある。						
事業計画	<p>1 背景</p> <p>消費者の自立を支援するため、機会を捉えて、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する必要がある。成年年齢引下げを踏まえ、学校をはじめ教育部門との連携を進めるとともに、エシカル消費や企業の消費者志向経営を促進する必要がある。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 若年層への消費者教育強化事業</p> <p>①成年年齢の引下げを踏まえ、教員向け講座の実施や指導用教材等（小・中・高校生向け）作成による授業支援、講師派遣</p> <p>②生徒・教員・保護者向け講座への講師派遣</p> <p>③大学との連携による県内大学における消費生活講座の実施</p> <p>(2) 消費生活サポーター事業</p> <p>身近な地域において、地域と行政のパイプ役を担うボランティアである「消費生活サポーター」の制度を見直し、より活発な活動を行うことができるよう支援する。</p> <p>(3) エシカル消費促進事業</p> <p>「エシカル消費」を広く周知するため、社会人を対象とした普及啓発セミナーを開催するほか、民間のイベントと連携し、消費者への啓発を行う。</p> <p>(4) 消費生活講座開催及びパネル展示</p> <p>福祉施設、地域の団体等を対象にした出前講座へ消費生活相談員を講師として派遣し、消費生活に関する情報提供を行うほか、パネル展示、啓発DVD等の貸出を行う。</p> <p>(5) 消費者被害の未然防止</p> <p>広く消費者に安全安心な暮らしに必要な情報を提供するほか、特に若者や高齢者向けにメディア等を活用した広報を行う。</p>						
資料							

主 要 事 業 概 要

＜消文3＞

事業名	みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）開催事業	ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	消費生活・文化課 文化振興班（内線2527）	R6当初予算額			14,900千円		
事業主体	実行委員会	事業期間	平成9年度～				
補助・単独の別	県単独事業	補助率					
根拠法令							
事業目的	市町村、文化施設、文化活動団体等と連携・協力し、優れた文化芸術の鑑賞と発表の機会を充実しながら、県内各地で開催される文化芸術活動を総合的に結びつけることで、みやぎらしい創造的な文化芸術圏を創り出す。また、これらの取組を展開する中で東日本大震災からの心の復興につなげていく。						
事業計画	<p>1 事業主体 みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会（会長：知事）</p> <p>2 開催期間 9月～11月を中心に通年</p> <p>3 開催地 県内全域</p> <p>4 事業内容</p> <p>（1）主催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舞台ワークショップ ・音楽アウトリーチ ・美術ワークショップ など <p>（2）共催事業 県及び県関係団体が主催する主要な文化芸術事業 「東北文化の日」推進事業</p> <p>（3）協賛事業 芸術銀河の趣旨に賛同する各団体が主催する県内の文化芸術事業</p> <p>（4）広域文化活動支援 宮城県芸術祭共催 みやぎ県民文化祭共催</p>						
資料							

主 要 事 業 概 要

<消文4>

事業名	文化芸術による心の復興支援事業	ビ	復	○	環	産	発
担当課室・班	消費生活・文化課 文化振興班（内線2527）	R 6 当初予算額		2, 0 0 0 千円			
事業主体	県、個人	事業期間	平成28年度～令和7年度				
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-				
根拠法令							
事業目的	文化芸術の持つ豊かな人間性を育む力に着目し、音楽や演劇、地域芸能等の身近な文化芸術を媒介として、被災者の心のケアや生きがいづくりによる心の復興や、災害公営住宅入居者と地域住民らの交流の活性化等を図る。						
事業概要	<p>1 概要 被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援するため、災害公営住宅等で実施するコンサートやワークショップ等、文化芸術の力を活用した被災者支援事業に要する経費について助成するもの。 事業名：宮城県文化芸術の力による心の復興支援事業助成金</p> <p>2 助成対象 芸術家個人（上限150千円）</p> <p>3 助成対象事業 芸術家個人が行う演劇、コンサート、落語、朗読などの鑑賞型又はワークショップなどの参加型の文化芸術を活用した被災者支援事業</p> <p>4 これまでの経緯 ・本事業は、第2期文化芸術振興ビジョンの重点取組である「文化芸術の力による震災からの心の復興」を推進するため、平成28年度に創設。被災者支援総合交付金（以下「交付金」という。）及び東日本大震災復興基金（以下「復興基金」という。）を活用し、文化的な活動により心の復興に資する取組を行う団体・個人へ助成を実施してきた。 ・令和3年度から、交付金を財源とする事業は「NPO等による心の復興事業」と統合した。 ・身近で行われる比較的小規模な取組は、特に身体的な理由等で主体的な参加が困難な高齢の被災者等にとって、心の癒やしや交流につながる貴重な機会となることから、本事業では、そうした取組に対し、復興基金を活用し、継続して助成を実施するもの。</p>						
資料							

主 要 事 業 概 要

<消文5>

事業名	県民会館・NPOプラザ複合施設整備事業		ビ	復	環	産	発
担当課室・班	消費生活・文化課 複合施設整備班（内線2566）	R6当初予算額	370,600千円				
事業主体	県	事業期間	令和4年度～				
補助・単独の別	県単独事業	補助率					
根拠法令							
事業目的	<p>宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）の複合施設について、令和3年3月に策定された施設整備に向けた基本的な考え方を示す「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」に基づき、新築設計業務等を行うもの。</p>						
事業計画	<p>複合施設の新築整備に向けて、基本設計及び実施設計を一体で行うもの。</p> <p>事業内容</p> <p>1 新築設計業務・・・365,042千円 複合施設の実施設計</p> <p>2 その他（事務費等）・・・5,558千円</p> <p>事業スケジュール</p> <p>令和4年度～6年度 基本・実施設計 管理運営計画の策定</p> <p>令和7年度～ 新築工事</p> <p>令和10年度中 運営者の選定、開館準備 開館（予定）</p>						
資料							

主 要 事 業 概 要

<消文6>

事業名	県民会館・NPOプラザ複合施設整備等支援事業		ビ	復	環	産	発
担当課室・班	消費生活・文化課 文化施設管理班（内線2445）	R 6 当初予算額	33,800千円				
事業主体	県		事業期間	令和4年度～			
補助・単独の別	県単独事業	補助率					
根拠法令							
事業目的	宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）の複合施設に係る新築設計業務等において、発注者を支援する業務を委託により実施するもの。						
事業計画	<p>複合施設の新築設計業務の内容について、専門的な知見から発注者を支援する業務を委託により実施する。併せて、新たな県民会館の管理運営計画の策定を支援する業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 複合施設新築設計支援業務・・・6,045千円 複合施設新築設計業務では、ホールの特異性を踏まえた検討が必要であるが、県では検討内容の妥当性を判断するためのノウハウ等が不足することから、発注者を支援する業務を実施するもの。 2 管理運営計画策定支援業務・・・5,473千円 複合施設は、新たな機能の追加や施設の規模拡大等が予定されており、従来での体制による管理・運営は難しいことから、管理・運営に関する新たな計画の策定を支援する業務を実施するもの。 3 他県施設調査等・・・1,527千円 4 新県民会館の開館に向けた県文化振興財団の体制整備支援・・・20,755千円 新県民会館開館に向けた専任チームを財団に設置し、専門家人材の効果的な登用など体制検討等を行うため、県職員の派遣に係る経費や、専任職員を確保するための経費及び事例調査のための旅費等を補助するもの。 						
資料							

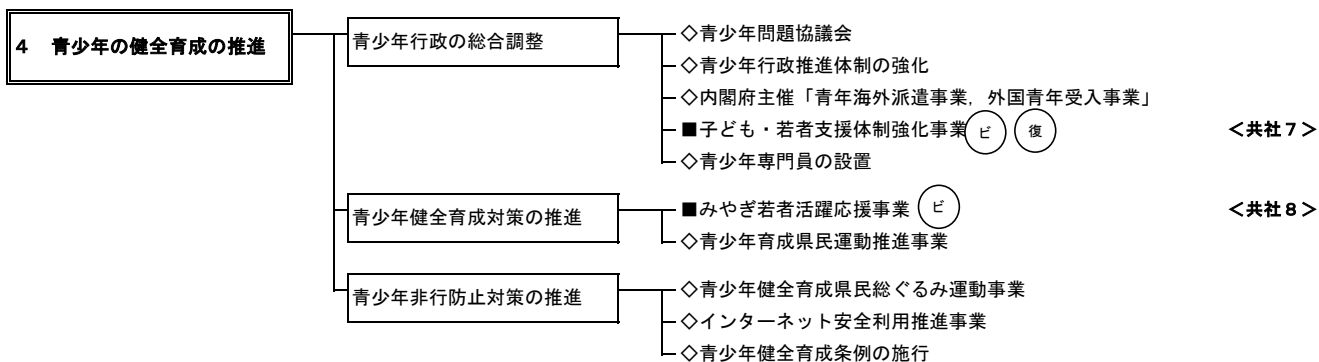
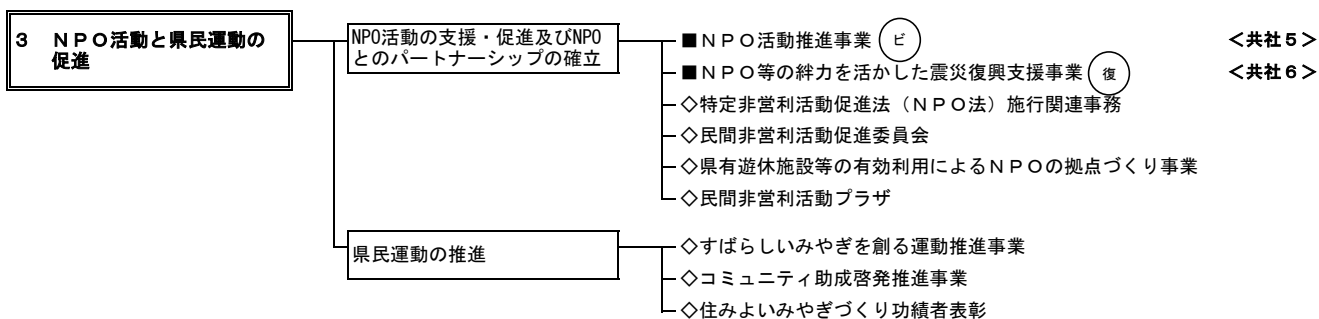
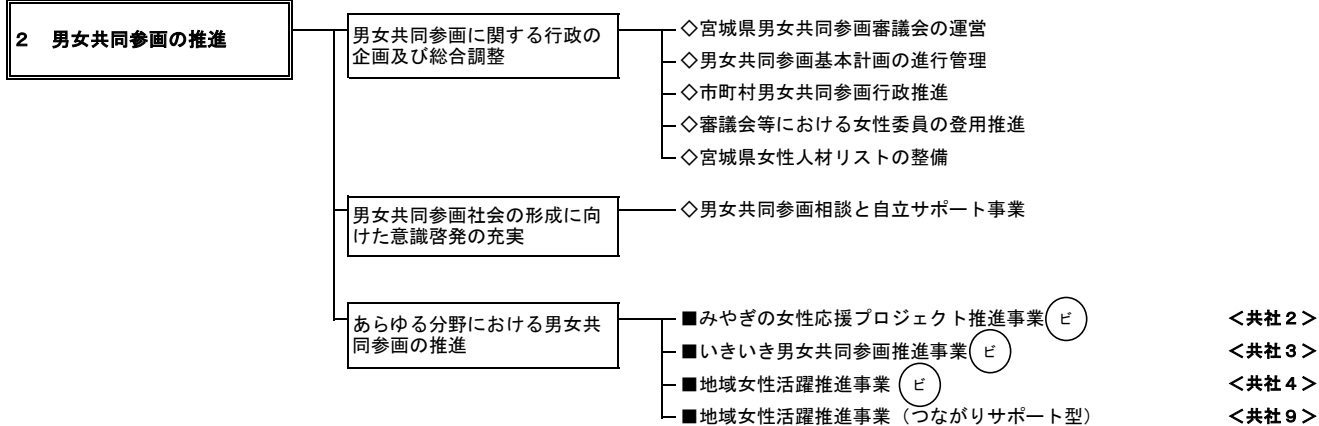
共同参画社会推進課

[施策体系]

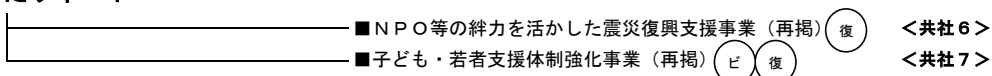
II 安全安心社会の実現



III 協働共創社会の実現



IV 被災地の復興完了に向けたサポート



注) ■は主要事業 (ビ) は新・宮城の将来ビジョン推進事業 (復) は復興・サポート事業

<>は事業概要ページの右上番号に対応

[施策の概要]

1 男女共同参画に関する総合的な企画及び調整

「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本計画の進捗状況を管理し、年次報告としてまとめ公表する。

また、セミナーの共催事業等により、市町村の男女共同参画に向けた取組を支援するとともに、「みやぎ男女共同参画相談室」において、男女共同参画に関する諸問題や性的マイノリティについての相談に対応する。

2 男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発の充実

男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、男女共同参画に関する各種情報や個人、団体、企業等の先進的な取組に関する情報を提供する男女共同参画サイトを運営するとともに、県民等を対象とした性的マイノリティへの理解増進をはじめ、シンポジウム等の開催により意識啓発の充実を図る。

3 あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を形成していくためには、あらゆる場面に女性の意見や考えを反映させる必要があることから、経済団体やNPO等と連携して、「みやぎの女性活躍促進連携会議」や「みやぎイクボス同盟」の取組を進めるとともに、若年女性の県内定着に向けての取組を強化するほか、困難な問題を抱える女性支援を行うなど、女性が持てる力を十分に発揮できる環境づくりを推進する。

さらに、「女性のチカラを活かす企業」認証制度の実施やNPO等多様な主体と連携したイクボスフォーラムや各種セミナー等の開催により、男女共に働きやすい就業環境づくりを促進する。

4 NPO活動の支援・促進及びNPOとのパートナーシップの確立

「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）」に基づき、社会的・公益的な活動を担う重要な主体であるNPOの活動を促進するため、中核拠点施設である「みやぎNPOプラザ」を運営するとともに、各地域のNPO支援施設等の機能強化に取り組むほか、新たなみやぎNPOプラザでは、県民会館との複合化のメリットを活かし、NPO活動に関わる人の増加や多様なNPO活動が可能となるよう検討を進める。また、NPO活動を支援するサイト「みやぎNPO情報ネット」の機能向上や、企業等の人材が専門知識や技能を活かして参加する社会貢献活動であるプロボノの取組の推進、NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業等を通じ、NPOと多様な主体との協働を促進する。

5 県民運動の推進

活力のある個性的で心豊かな地域社会の実現を目指し、「すばらしいみやぎを創る協議会」への助成及び事業共催や、コミュニティの健全な育成を図るため、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に係る市町村指導等を行う。

6 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第4期）」に基づき、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」の周知、地域安全教室への講師派遣や地域防犯リーダーの養成、地域ネットワークフォーラムの開催などを行う。

また、犯罪被害者等支援条例（令和6年4月改正施行）に基づき、計画を改定し、見舞金制度を創設するとともに支援専門職を対象とした研修の開催や被害者支援の理解促進に取り組む。

さらに、潜在化しやすい性犯罪・性暴力被害者を対象とした「性暴力被害相談支援センター宮城」の運営により、被害者一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行う。

7 青少年行政の総合調整

「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））」に基づき、関係機関等と連携して、総合的かつ効果的に施策を推進し、計画の進捗状況等を公表する。

また、青少年の健全な育成に関する活動を推進するため、青少年専門員を配置するほか、内閣府主催の青年海外派遣・外国青年受入の調整等を行う。

さらに、困難を抱える子ども・若者に対する支援体制の強化を図るため、「子ども・若者支援地域協議会」や「石巻圏域子ども・若者総合相談センター」等の運営を行う。

8 青少年健全育成対策の推進

青少年問題の重要性に鑑み、県民の総意を結集して青少年の健全育成を図るため設置した「青少年のための宮城県民会議」の各種事業を通して、県民への啓発と青少年健全育成活動の普及・定着を図る。

また、次代を担う人材を育成するため、中学生を対象とした「ネクストリーダー養成塾」の実施や青少年が県政課題に意見表明する機会の提供など、青少年の社会参加及び活躍を支援する。

9 青少年非行防止対策の推進

青少年によるいじめや非行等の問題行動を未然に防止するため、関係行政機関、民間団体、家庭、学校及び地域が一体となり「青少年健全育成県民総ぐるみ運動」を展開する。

また、青少年のインターネットの安全安心利用を促進するため、青少年健全育成条例の普及啓発や講師派遣等を行うとともに、有害環境の浄化に取り組むため、図書類取扱事業者等への立入調査・指導等を実施し、青少年の健全育成のための環境整備を推進する。

主 要 事 業 概 要

<共社1>

事業名	安全・安心まちづくり推進事業		ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	共同参画社会推進課 安全・安心まちづくり推進班（内線2567）		R6当初予算額			32,300千円		
事業主体	県		事業期間	平成29年度～令和7年度				
補助・単独の別	1～7県単独、8補助	補助率	1～7（0）、8（1/2、1/3）					
根拠法令	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例、子どもを犯罪の被害から守る条例、 犯罪被害者等支援条例							
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 行政、県民、事業者など多様な主体が連携・協働し、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という気運を醸成し、安全・安心まちづくりを県民運動として推進するもの。 犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に寄り添った支援の強化に取り組むもの。 国において、令和2年度から令和4年度まで性犯罪・性暴力対策強化を図り、令和5年度から令和7年度を更なる集中強化期間と定めた。県としては、性暴力被害者の一層の支援充実を図るため、「性暴力被害相談支援センター宮城」の運營業務の委託、広報啓発を推進するもの。 							
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画 安全・安心まちづくり委員会及び市町村安全・安心まちづくり行政主管課長会議を開催する。 地域安全教室講師派遣事業 県民の地域防犯意識向上のため、防犯ボランティア団体等が行う防犯教室等に講師を派遣する。 併せて、福祉施設等への不審者対応訓練の支援のための講師派遣を行う。 安全・安心まちづくりに関する広報・啓発事業 県内の学生、生徒、児童を対象とした防犯に関するリーフレット並びにながら見守り活動に係るリーフレットの作成。配布及びラジオ広報を実施する。 地域防犯リーダー養成講座 地域防犯活動のリーダー育成のため、防犯マップ作成を活用した地域安全指導者養成講座を開催する。 安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラム 地域住民、防犯ボランティア等への防犯指針を普及啓発するとともに、連携した取り組みを行うためのフォーラムを開催する。 犯罪のない安全・安心まちづくりの気運の醸成 犯罪のない安全・安心まちづくりの気運の醸成を図るため、県民大会・フォーラム等を開催する。 犯罪被害者等支援事業 宮城県犯罪被害者等支援条例の改正を契機に犯罪被害者への支援強化のため、計画改定、見舞金支援制度創設、支援専門職研修会、理解促進等に取り組む。 「性暴力被害相談支援センター宮城」運營業務 性暴力被害者の支援充実を図るため、「性暴力被害相談支援センター宮城」の運營業務を委託、広報啓発を実施する。 							
資料	<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心まちづくり委員会の開催（1回） 地域安全教室等講師派遣（44回） 地域防犯リーダー養成講座の開催（3回） 安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラムの開催（1回） 犯罪被害者等支援施策研修会（1回） 「性暴力被害相談支援センター宮城」取扱件数 R5.4～R6.2末現在 1,092件（去年同期824件） 							

主 要 事 業 概 要

<共社2>

事業名	みやぎの女性応援プロジェクト推進事業		ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	共同参画社会推進課男女共同参画推進班 (内線2568)	R 6 当初予算額	20,849千円					
事業主体	県	事業期間	令和4年度～令和6年度					
補助・単独の別	国補助金(デジタル田園都市構想交付金、地域女性活躍推進交付金)	補助率	各1/2					
根拠法令	-							
事業目的	<p>本県では、大学、短期大学などを卒業し、就職する若年層の約半数近くが県外に転出しており、高齢化や人口減少の要因の一つとなっていることから、多くの若年層が県内に定着しやすい環境の整備促進や、施策の推進に取り組むもの。</p>							
事業計画	<p>1 みやぎ女性活躍現場訪問 県内の大学、短期大学に在籍する女子学生が、女性活躍や多様な働き方などに積極的に取り組む県内企業を訪問し、実際の就業現場の見学や会社で働く方々との意見交換等を行うことにより、県内企業等の魅力を知り県内への就職意識を高めるとともに、今後の自身のキャリアについて考える契機とする。</p> <p>2 女性応援ポータルサイト運営 女性活躍や多様な働き方などに取り組む県内企業の情報や、県内で活躍する女性の紹介、女性支援施策等など、若年女性の就職に有用な情報を総合的に発信し、若年女性の県内定着を図る。</p> <p>3 女性にやさしい職場環境づくりモデル事業 女性の採用や活躍ができる環境の整備に意欲的な企業に対し、専門家を設置して、現状の分析や目標の設定、就業規則改正等の指導・助言を行うとともに、女性が働きやすい環境とするための施設・設備の整備に要する費用の一部を補助するなど、ソフト・ハード両面による伴走型支援を行う。</p> <p>4 女性活躍研修 県内企業等の女性活躍や多様な働き方の重要性を啓発するためのセミナーを行う。</p>							
資料	<p>【令和5年度実施事業】</p> <p>○みやぎ女性活躍現場訪問 ・2回実施：参加人数：32人 (令和6年2月9日(2社：参加人数22人)、令和6年2月15日(2社：参加人数10人))</p> <p>○女性応援ポータルサイト運営 ・追加掲載：女性応援企業：11社、宮城で働く女性：14人、プラスコンテンツ：2件</p> <p>○女性にやさしい職場環境モデル事業 ・女性にやさしい職場環境モデルづくりアドバイザー派遣による支援：15事業者 ・女性にやさしい職場環境づくりモデル事業補助金による支援：6事業者</p> <p>○女性活躍研修 みやぎイクボス&女性活躍推進セミナー(令和6年2月1日：60人参加)</p>							

主 要 事 業 概 要

<共社3>

事業名	いきいき男女共同参画推進事業					ビ	〇	復	環	産	発																																				
担当課室・班	共同参画社会推進課男女共同参画推進班 (内線2568)				R6当初予算額			3,652千円																																							
事業主体	県				事業期間	平成23年度～令和6年度																																									
補助・単独の別	県単独			補助率	-																																										
根拠法令	宮城県男女共同参画推進条例																																														
事業目的	<p>企業等におけるポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスについての普及啓発を図ることに より、女性も男性も能力を発揮しやすい両立支援等の充実した職場環境づくりを促進するとともに、キャ リアアップを目指す女性や女性の活躍促進を支援する人材の育成を行い、男女共同参画の実現に資するも の。</p>																																														
事業計画	<p>1 「女性のチカラ」は企業の力普及推進事業 (1) 「女性のチカラを活かす企業」認証制度 ポジティブ・アクション等の推進に取り組む企業等を認証し、認証書等を交付する。 (2) 普及推進事業 認証企業のうち、顕著な取組を行っている企業の表彰やシンポジウムの開催等を行う。</p> <p>2 男性にとっての男女共同参画推進事業 職場や家庭における男女の固定的役割分担の弊害に男性が気づき、男女共同参画が男性にもプラス であることの理解を深められるよう、セミナーや市町村との共催で地域ワークショップの開催等を行 う。</p> <p>3 いきいき男女共同参画人材育成事業 女性の人材育成や、女性の活躍促進を支える人づくりを推進し、労働者が仕事と生活の両立を図り ながら、企業等において能力を発揮し、いきいきと活躍し続けることを支援する。 (1) いきいきキャリアスタート事業 就職前の学生を対象に、ワーク・ライフ・バランス等の普及啓発事業を実施（高校、大学） (2) いきいきキャリアアップ事業 就業している女性を対象に、地域の企業で活躍するロールモデルを招いてワークショップを開催</p> <p>4 イクボス普及推進事業 女性活躍推進や男性の子育て、親族の介護など時間的な制約を持つ社員が多くなる中、管理職に対 して「イクボス」の必要性を普及啓発し、積極的に意識改革を行うため地域フォーラムを開催する。</p>																																														
資料	<p><「女性のチカラを活かす企業」認証数> (令和6年3月1日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5</th> <th>R4</th> <th>R3</th> <th>R2</th> <th>R元</th> <th>H30</th> <th>H29</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「女性のチカラを活かす企業 認証書」交付数</td> <td>629</td> <td>573</td> <td>508</td> <td>429</td> <td>308</td> <td>290</td> <td>289</td> <td>361</td> </tr> <tr> <td>「ポジティブ・アクションの 推進に係る確認書」交付数</td> <td>617</td> <td>564</td> <td>483</td> <td>386</td> <td>240</td> <td>218</td> <td>203</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>認証企業のうちゴールド認証 企業</td> <td>43</td> <td>39</td> <td>36</td> <td>32</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>												R5	R4	R3	R2	R元	H30	H29	H28	「女性のチカラを活かす企業 認証書」交付数	629	573	508	429	308	290	289	361	「ポジティブ・アクションの 推進に係る確認書」交付数	617	564	483	386	240	218	203	202	認証企業のうちゴールド認証 企業	43	39	36	32	27	26	28	21
	R5	R4	R3	R2	R元	H30	H29	H28																																							
「女性のチカラを活かす企業 認証書」交付数	629	573	508	429	308	290	289	361																																							
「ポジティブ・アクションの 推進に係る確認書」交付数	617	564	483	386	240	218	203	202																																							
認証企業のうちゴールド認証 企業	43	39	36	32	27	26	28	21																																							

主 要 事 業 概 要

<共社4>

事業名	地域女性活躍推進事業 〔男女共同参画・女性活躍社会推進事業〕		ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	共同参画社会推進課男女共同参画推進班 (内線2568)		R6当初予算額			4,186千円		
事業主体	県		事業期間	平成27年度～令和6年度				
補助・単独の別	国補助（地域女性活躍推進交付金）	補助率	国補助率 1/2					
根拠法令	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律							
事業目的	女性の活躍による地域経済の活性化や多様な地域課題の解決に期待が高まっている中、経済団体や各種団体との連携体制を構築し、女性が活躍しやすい環境の整備を推進するもの。							
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 「みやぎの女性活躍促進連携会議」の運営 県内の経済団体等15団体で構成する連携会議において、女性の活躍促進に関する事業について意見交換や具体的な連携事業の検討を行う。また、平成30年度に開催した「WIT2018宮城」の継承事業として、他事業と連携し、講演会を実施する。 2 「みやぎの女性活躍促進サポーター」養成事業 地域における普及啓発を担うリーダーを養成するセミナーを各地（3回）で開催し、受講者に受講書を交付する。また、受講者同士の親睦や交流を深めるための交流会（1回）を開催する。 3 女性活躍ネットワーク事業 地域に根差したNPO等多様な主体の育成支援と女性をはじめとした多様な人材の育成を図るため、「みやぎの女性活躍促進拠点づくりモデル事業（H29～R1）」で掘り起こした県内6団体のネットワーク形成と連携を支援する。また、県との連携・協働による研修会やセミナー等を地域で開催し、県内全域における男女共同参画の普及啓発や女性が活躍しやすい環境の整備を促進する。 							
資料	<p>【令和4年度実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催による普及啓発事業（共催） <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年2月6日「女性のチカラは企業の力」普及推進シンポジウム フェムケアブームのその先の、社会課題を考える ○「みやぎの女性活躍促進サポーター」養成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月15日（利府町）、令和6年1月19日（大郷町）、令和6年1月25日（川崎町）、令和6年2月6日（仙台市） ○女性活躍ネットワーク事業（セミナー等の開催） <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年12月17日（大崎市）、令和6年1月23日・24日（登米市）、令和6年2月28日（石巻市） 							

主 要 事 業 概 要

<共社5>

事業名	NPO活動推進事業		ビ	○	復	環	産	発
担当課室・班	共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班 (内線 2576)		R6当初予算額			8,580千円		
事業主体	県		事業期間	平成29年度～令和6年度				
補助・単独の別	単独	補助率						
根拠法令								
事業目的	<p>NPO・企業・行政等が求めるNPO情報をより効果的に収集・発信し、NPOネットワークの強化やNPOと多様な主体の協働を促進していくため、県内のNPO活動を支援するサイト「みやぎNPO情報ネット」を再構築し、NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進する。また、プロボノの普及啓発及び中間支援組織（NPO支援組織）の支援力を向上させることによりNPOの組織基盤強化を図る。</p>							
事業計画	<p>1 「みやぎNPO情報ネット」の再構築によるNPOネットワークの強化及び企業、行政との協働の推進 NPO活動を支援するサイト「みやぎNPO情報ネット」について、NPO団体、ボランティア希望者、自治体などの利用者ニーズにあった使い勝手の良いプラットフォームの再構築を行い、利便性を向上する。特に、NPO団体等の情報発信やボランティアのマッチングを強化する機能を追加することにより、NPO活動に興味・関心のある方々や企業の参画を誘引する「みんなで広げる協働のネットワークづくり」に取り組む。</p> <p>2 プロボノ事業 職業上の様々なスキルや経験を活かした社会貢献活動である「プロボノ」によるNPO支援を推進するため、企業や行政、NPOの支援組織を対象に普及啓発セミナー等を実施する。</p> <p>3 NPO支援施設フォローアップ事業 県内各地域のNPOを支援するNPO支援施設や中間支援組織の支援力の向上を図るため、みやぎNPOプラザを中核とする連携・協働体制の構築、NPO支援施設等の機能強化を支援するとともに、NPO支援施設職員を対象とした人材育成研修を実施するほか、各地域のニーズを踏まえた協働事業を実施する。〔委託事業〕 (1) NPO支援施設の活動支援（事業の企画・運営支援） (2) 人材育成研修の開催 (3) みやぎNPOプラザとNPO支援施設との協働事業の実施（NPO支援講座等の開催）</p>							
資料	<p>【令和5年度実績】</p> <p>1 みやぎNPO情報ネットの再構築 システムの具体的な機能や管理運営方法について検討を行うとともに、システム再構築を効率的に行うため、データ移行の準備作業として、現行サイトのデータ整理を委託により実施した。</p> <p>2 プロボノ普及啓発セミナーの実施 令和6年2月29日 参加者33名</p> <p>3 NPO支援施設フォローアップ事業 (1) NPO支援施設の活動支援：各支援施設（11施設）訪問による情報共有・意見交換 (2) 人材育成研修：令和6年2月15日・16日 参加者18名 (3) 支援施設との協働事業：5支援施設との協働事業を実施（助成金個別相談会等）</p>							

主 要 事 業 概 要

<共社6>

事業名	NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業		ビ	復	○	環	産	発
担当課室・班	共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班 (内線 2576)	R 6 当初予算額	9 4 , 8 0 0 千円					
事業主体	県、NPO等	事業期間	平成28年度～令和7年度					
補助・単独の別	国補助（内閣府所管交付金又は復興庁所管交付金）	補助率	国庫補助 2 / 3 又は 1 0 / 1 0					
根拠法令	NPO等の「絆力」を活かした復興・被災者支援事業実施要領 被災者支援総合交付金実施要綱							
事業目的	地域コミュニティの形成や被災者の心のケア等の課題に対応するため、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力」を活かして行う復興・被災者支援の取組を推進するとともに、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、被災者が人とのつながりや生きがいを持つための取組を支援する。							
事業計画	<p>1 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業</p> <p>(1) NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業補助金《補助率 9/10～7/10》 NPO等が行う被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結び付ける「絆力」を活かした復興・被災者支援の以下の取組に対して補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組 コミュニティ形成等の復興に向けた取組 原子力災害からの復興に向けた取組 復興・被災者支援を行うNPO等をサポートする中間支援の取組 <p>(2) 復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化事業《委託事業》 復興・被災者支援を行うNPO等と支援者等を結びけるためのネットワークの構築やNPO等が効果的に復興・被災者支援を行うための情報収集・提供等を中間支援組織等への委託により実施する。</p> <p>2 NPO等による心の復興支援事業補助金（被災者支援総合交付金事業）《補助率 9/10～7/10》 NPO等が行う被災者の活動機会の創出や生きがいづくり等の心の復興の取組に対して補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者が主体的に参画し、人と人とのつながりや生きがいを持つための取組 多くの被災者及び関係住民等の参加が見込まれる取組 単発のイベント実施等ではなく、被災者が継続的に参加できる事業 など <p>※「NPO等」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合その他の民間非営利組織、NPO等及び地方公共団体をその構成員に含む協議体をいう。</p>							
資料	<p>【令和5年度実績】</p> <p>1 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業補助金 補助団体：10団体 復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化事業 委託件数：4件（ネットワーク構築事業、調査・提案事業等） <p>2 NPO等による心の復興支援事業 補助団体：33団体</p>							

主 要 事 業 概 要

<共社7>

事業名	子ども・若者支援体制強化事業	ビ	〇	復	〇	環	産	発																									
担当課室・班	共同参画社会推進課青少年育成班（内線2577）	R6当初予算額			18,313千円																												
事業主体	県	事業期間	平成28年度～令和7年度																														
補助・単独の別	県単独	補助率	—																														
根拠法令	子ども・若者育成支援推進法																																
事業目的	不登校、ひきこもり、ニートなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者(概ね39歳まで)に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関のネットワークの構築、強化を進めるとともに、様々な相談に応じる相談センターを運営するもの。																																
事業計画	<p>子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき、子ども・若者支援地域協議会及び子ども・若者総合相談センターを運営するもの。</p> <p>1 子ども・若者支援地域協議会運営事業 ○宮城県子ども・若者支援地域協議会（構成機関：53機関）の運営 代表者会議及び実務担当者部会（石巻圏域以外）の開催により、関係機関の連携を強化するとともに、地域における支援のあり方を検討する。 ○石巻圏域子ども・若者支援地域協議会（構成機関：62機関）の運営 石巻圏域子ども・若者総合相談センターと連携、情報交換等を行いながら、石巻圏域（石巻市、東松島市、女川町）における関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図る。</p> <p>2 子ども・若者総合相談センター設置事業 石巻圏域において、子ども・若者に関する様々な相談に応じるセンターを運営し、支援機関の紹介や必要な情報の提供、助言を行う。また、新たに県南圏域での相談窓口を開設する。</p>																																
資料	<p>【令和5年度実績】</p> <p>○宮城県子ども・若者支援地域協議会 実務担当者部会を圏域ごとに年2回開催 第1回 仙南(令和5年5月26日)、登米・気仙沼(令和5年5月30日)、仙台(令和5年6月2日)、大崎・栗原(令和5年6月14日) 第2回 仙南(令和5年11月7日)、登米・気仙沼(令和5年11月8日)、大崎・栗原(令和5年11月13日)、仙台(令和5年11月14日)</p> <p>○石巻圏域子ども・若者支援地域協議会 全体会議（令和5年6月7日）、実務者会議（令和5年9月4日、令和6年1月22日）</p> <p>○石巻圏域子ども・若者総合相談センター（委託先：特定非営利活動法人 TEDIC） 相談延べ件数（令和5年度:令和5年4月1日～令和6年2月28日実績）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">延べ件数</th> <th colspan="7">相談内容の内訳</th> </tr> <tr> <th>就 労</th> <th>ひきこもり</th> <th>不登校</th> <th>進 路</th> <th>家庭問題</th> <th>対人関係</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5</td> <td>1,395</td> <td>61</td> <td>114</td> <td>266</td> <td>169</td> <td>279</td> <td>25</td> <td>481</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p>								年度	延べ件数	相談内容の内訳							就 労	ひきこもり	不登校	進 路	家庭問題	対人関係	その他	令和5	1,395	61	114	266	169	279	25	481
年度	延べ件数	相談内容の内訳																															
		就 労	ひきこもり	不登校	進 路	家庭問題	対人関係	その他																									
令和5	1,395	61	114	266	169	279	25	481																									

主 要 事 業 概 要

<共社8>

事業名	みやぎ若者活躍応援事業		ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	共同参画社会推進課青少年育成班（内線2577）	R6当初予算額	2,554千円					
事業主体	県	事業期間	平成26年度～令和7年度					
補助・単独の別	県単独	補助率	—					
根拠法令	青少年健全育成条例							
事業目的	宮城の次代を担う人材を育成するため「ネクストリーダー養成塾」の開催や青少年が意見表明する機会の提供等により、青少年の社会参加及び活躍を支援し、地方創生の推進に資する人づくりに取り組むもの。							
事業計画	<p>1 ネクストリーダー養成塾事業 県内の中学生を対象とし、知事や様々な分野で活躍されている方々の講話、グループワーク、意見発表などを通して、宮城を支える次代のリーダーを育成するもの。 [期日] 宿泊研修 令和6年8月2日（金）～4日（日） [対象] 県内の中学生〔宿泊研修〕50人程度 [会場] 宮城県庁、東北自治総合研修センター</p> <p>2 みやぎの青少年意見募集事業 青少年に対し県の政策課題等についての意見表明の機会を提供することにより、青少年の社会参加の意識を高め、地域で主体的に活躍できる人材を育成する。 [対象] 県内在住の中学1年生から29歳までの青少年50人 [内容] 青少年から県政課題等に対する意見をインターネット等により報告してもらう。また、担当部局職員との意見交換の場を設定し、青少年に意見表明の機会を提供する。</p>							
資料	<p>【令和5年度ネクストリーダー養成塾事業の実績】 開催日等 [宿泊研修] 令和5年8月4日（金）～6日（日）、宮城県庁・東北自治総合研修センター [オンライン研修] 令和5年8月18日（金）～9月18日（月）、動画配信(You Tube) 参加者 [宿泊研修] 36人 [オンライン研修] 12人 内容 知事、俳優（元AKB48）岩田 華怜氏、 仙台青葉学院短期大学教授 遠藤 憲子氏、 一般社団法人ワカツク代表理事 渡辺 一馬氏、 ヤグチ電子工業株式会社取締役社長 佐藤 雅俊氏の講話、 グループワーク、意見発表等</p>							

主 要 事 業 概 要

<共社9>

事業名	地域女性活躍推進事業（つながりサポート型）		ビ	復	環	産	発																		
担当課室・班	共同参画社会推進課男女共同参画推進班（内線2568）	R 6 当初予算額	15,000 千円																						
事業主体	県	事業期間	令和3年度～																						
補助・単独の別	国補助（地域女性活躍推進交付金）	補助率	3/4																						
根拠法令																									
事業目的	<p>新型コロナウイルス感染症により、困難や不安を抱える女性について、地域の実情に応じた支援が可能なNPO等の知見を活かし、社会との絆・つながりを回復するため、重点的に寄り添った支援を行うもの。</p>																								
事業計画	<p>1 地域女性活躍推進事業（つながりサポート型）（15,000千円） 新型コロナウイルス感染症の影響により、困難や不安を抱える女性に対して、NPO法人等と連携した相談窓口の設置や、アウトリーチ型支援、経済的に困窮している相談者への生理用品の提供等の支援を行う。</p> <p>2 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口の設置（電話、対面） ○ アウトリーチ型の支援（訪問による相談や出張相談など） ○ 行政機関等への同行支援 ○ 生理用品等の生活用品の提供 <p>3 実施方法 県内を5地域に分けて、各地域で女性支援を行っているNPO法人等へ業務委託する。</p> <p>（支援地域）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>県南</td> <td>白石市，名取市，角田市，岩沼市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，柴田町，村田町，川崎町，丸森町，亘理町，山元町</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>仙台北</td> <td>塩竈市，多賀城市，富谷市，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，大衡村</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>石巻</td> <td>石巻市，東松島市，女川町</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>栗原・大崎</td> <td>大崎市，栗原市，加美町，色麻町，涌谷町，美里町</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>気仙沼・登米</td> <td>気仙沼市，登米市，南三陸町</td> </tr> </tbody> </table>								地域	市町村	1	県南	白石市，名取市，角田市，岩沼市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，柴田町，村田町，川崎町，丸森町，亘理町，山元町	2	仙台北	塩竈市，多賀城市，富谷市，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，大衡村	3	石巻	石巻市，東松島市，女川町	4	栗原・大崎	大崎市，栗原市，加美町，色麻町，涌谷町，美里町	5	気仙沼・登米	気仙沼市，登米市，南三陸町
	地域	市町村																							
1	県南	白石市，名取市，角田市，岩沼市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，柴田町，村田町，川崎町，丸森町，亘理町，山元町																							
2	仙台北	塩竈市，多賀城市，富谷市，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，大衡村																							
3	石巻	石巻市，東松島市，女川町																							
4	栗原・大崎	大崎市，栗原市，加美町，色麻町，涌谷町，美里町																							
5	気仙沼・登米	気仙沼市，登米市，南三陸町																							
資料	<p>令和5年度実績（令和6年2月末時点）</p> <p>相談件数：1,587件</p>																								